

平成 1 8 年 9 月 5 日

平成 1 8 年第 3 回岬町議会定例会

第 1 日会議録

平成18年第3回(9月)岬町議会定例会第1日会議録

平成18年9月5日(火)午前10時04分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 和 田 博 之
5番 奥 野 学	6番 中 原 晶	7番 辻 下 正 純
8番 竹 内 邦 博	9番 出 口 実	10番 反 保 多喜男
11番 岡 本 重 樹	12番 和 田 勝 弘	14番 福 田 収
15番 谷 本 貢	16番 田 島 乾 正	17番 (欠員)

欠席議員 次のとおり1名であります。

13番 鳥谷部 昭

欠 員 1名

傍 聴 5名

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	助 役 平 徹 也
教 育 長 田 中 繁 樹	総 務 部 長 中 口 守 可
総 務 部 理 事 嶋 本 良 二	総 務 部 理 事 古 田 正
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明	企 画 部 長 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	住 民 部 副 理 事 兼 住 民 生 活 課 長 岡 本 茂
福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄	事 業 部 長 松 永 英 三
事 業 部 理 事 藏 ヶ 崎 龍 男	上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜
教 育 部 長 岡 田 耕 治	教 育 部 副 理 事 兼 生 涯 学 習 課 長 淵 原 義 仁

教育部副理事  
兼青セ文セ所長 一 本 稔 明

総務部危機管理課長 亀 崎 義 夫

住民部保険年金課長 谷 下 芳 文

教育部副理事  
兼淡輪公民館長 入 口 博 行

総 務 部  
行財政改革課長 四至本 直 秀

福祉部高齢福祉課長 岸 本 保 裕

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局主幹  
兼議会係長 竹 下 雅 樹

会 期

平成18年9月5日から9月22日(18日間)

会議録署名議員

1 番 川 端 啓 子            2 番 鍛 治 末 雄

#### 議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3	一般質問

(午前10時04分 開会)

和田博之議長 おはようございます。

ただいまから平成18年第3回岬町議会定例会を開会いたします。

ただいまの時刻、午前10時4分でございます。

本日の出席議員は14名であります。欠席者数は1名、欠員は1名であります。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

和田博之議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名させていただきます。1番川端啓子君、2番鍛冶末雄君、以上の2名の方をお願いいたします。

和田博之議長 日程2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日9月5日から9月22日までの18日間としたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日9月5日から9月22日までの18日間と決定いたしました。

和田博之議長 今期定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められていますので、これを許可いたします。町長、石田正弘君。

石田町長 おはようございます。

9月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

早いもので、私も町長に就任させていただいてから、来月で1年が経過しようとしております。今から思いますと、この時期というのは予算編成を控えた時期ということで、いい時期に交代が

あったのかなという気もいたしております。今定例会で決算認定のご審議をいただくわけですが、その内容を19年度予算編成におきまして、十分考慮して取り組んでまいりたいと思っております。

また、今定例会におきましては、10名の議員の方々から一般質問が出ておりますが、理事者といたしまして、誠実にご答弁させていただきたいと考えております。どうぞ議会の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、今定例会にご提案申し上げます議案でございますが、平成18年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件外補正予算が6件、工事請負契約締結の件(多奈川小島地区棧橋改良工事)外事件案件が2件、岬町火葬場使用条例の全部を改正する件、岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件外条例の一部改正が9件、岬町深日地区財産区管理委員の選任について同意を求める件、平成17年度岬町一般会計決算認定の件外決算認定12件であります。

どうかよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

和田博之議長 以上で、町長のあいさつが終わりました。

和田博之議長 日程3、「一般質問」を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。

初めに、田島乾正君。

田島乾正議員 ただいま議長から一般質問についての許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきたいと思います。

先ほど、町長が冒頭にごあいさつの中で、いろいろ聞いた中ですが、石田町政が誕生されて約1年と。当初予算から今回初の決算期を迎えまして、また、あしたから本番であります。本日、住民代表として住民の声を持ってまいりましたので、代弁をさせていただきます。

町長も、先ほど誠実に答弁されたいと明言されておりますので、各担当部長におかれましては、本当に町長の言われたように誠実な答弁をお聞きしたいと思います。また毎度おなじみの質問していると軽く受けとめるでなく、住民の生の声だと、そういう気持ちで答弁されることをお願い申し上げます、ただいまから質問の本論に入りしたいと思います。

先般通告いたしました中で、ごみ問題等については、若干委員会等でバッティングいたしまし

たので、先ほどの議運で取り下げを行いました。そこで、観光振興対策についてと危険踏切の対策、そして最後に、スポーツ施設の対策であります。

まず、1問目の観光振興対策についてであります。平成16年度岬町会計決算書の中で、財産区に関する調書を見れば、各財産区が保有する財産の状況、特に土地の地籍が掲載されております。分類しますと、淡輪財産区の土地地籍は108万5,348平米、深日におかれましては62万2,849平米、多奈川財産区におきましては243万1,200平米と。各財産区の保有財産の所在は、大半が山林というものであり、それは和泉山系に連なり、和歌山県境であるとの地形であります。今日の社会生活スタイルは、アウトドアにそのよさを求め、人間が自然に触れ合うことの重要性から、再認識されていると思います。これら、あり余る財産の有効、大いに検討すべきであると考えております。

そこで、一つの提案であります。淡輪財産区と深日財産区有山林に位置すると思いますが、岬町内で2番目に標高がある飯盛山(いいもりやま)、飯盛山(いいもりさん)というんですかね、これを機軸とする山林の活用であります。この山への登山口は、おおむね淡輪、深日あるいは孝子地区からの3ルートがあると思いますが、公有地利用の性格から考えますと、深日、淡輪の登山口を正式ルートとして確立し、山頂への足はリフトを設置すると、遊歩道を整備するという2方法があります。その頂上までの帯状の斜面地を利用して、羊等の放牧を行い、その管理運営はNPO法人等に委託する等の方策を講じるという考えもあります。山斜面の維持、つまり草刈りの方は動物の力を借りて、自然の流れに沿った生活サイクルを利用するシステムであります。

まず、問題になるのは、事業費の確保は特定財源がなければ取り組まないというような消極的な考えではなく、これらの事業展開はどのような規制の補助事業になじむか、それを探し出す取り組みが地域の活性化に連続するという考えであります。

そこで、1問目の質問というか、骨子、質問の趣旨ですね、財産区所有の土地に観光事業を核とした集客施設や自然との触れ合いができる施設を整備することにより、有効利用が図れないのかと。そういう中で項目別に分けると、(1)飯盛山登山口3カ所の整備についてであります。(2)山上に展望台を整備できないかの検討でございます。(3)ふもとから傾斜地を利用して、羊やヤギ等を放牧し、動物と触れ合える観光牧場の整備の検討であります。最後、(4)棟合の新池、古池を利用して自然と触れ合える施設の検討でございます。この部分について、担当部局、町長の考えをまずご答弁いただきたいと思っております。

そして、これはちょっとすり合わせしたんですけども、冒頭に財産区の問題を披瀝した部分について、事業部では、これ、財産区の部分については答弁できないと思っております、越権行為になり

ますので。そこで、申しわけないんですけども、担当部局の方、財産区の方、財産区の運用、基本的な運用等についてご答弁いただいて、そしてその答弁のいかんによったら、成らなかつたら成るようにするにはどうしたらいいんかということ、また2問目で質問したいと思います。

まず、担当部2カ所にわたるんですけども、順位は財産区の方から答弁してもうても結構です。事業部からでも結構です。それはお互いに調整して、臨機応変にご答弁願いたいと思います。

2問目の危険踏切対策についてでございます。これは最後の質問で、町長に素直な感想をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

町長に就任早々、懸案事項で確認のために各自治区を直接回られたと聞いておりますし、私もその場で出くわした経緯がございます。大変熱心に町内を実態把握されてるなということ、私自身も確認をしております。そこで、よく熟知されたと思うんですけども、特に過去、私が一般質問の中で、今回2回目ですけども、孝子地区の国道26号線から上孝子地区へ進入する南海本線と平面交差する踏切の改良であります。これについては所管の部長からも詳細にご報告がなされていると思いますが、どのような今後の取り組みを計画されているのか、この部分についても町長にご答弁いただかないかんことですけども。かつて、過去、定例会においても一般質問してる経緯があるんですが、その後も地域を取り巻く社会環境も大きく変化しているところでもありますので、それらも含めて考え方を述べていただきたいと思います。

参考までですけども、この場をおかりして話しくんですけども。この踏切の改良については、町がやはり一般財源の投入を積極的に持たないような考え方があったように、私は前回の一般質問で、自分ではそういうふうにとらまえておるんですけども。この上孝子地域は、岬町の行政区域ではないと考えているんか、それとも、その地域の住民は税の負担はないととらまえているのか。やはり日常生活において、住民の生命、財産に関する改善策は何においても、やはり取り組むべき第一義的問題であると、私はそう思うんですわ。

ただ、集落が世帯数が少ないから、金がないからということで、前回の一般質問では消極的なご答弁をいただいておりますので、それではいかんということで、今回、新しい町長に、過去の経過と今後の取り組みについて、以前、担当部長も新しい町長に引き継ぎをされてると思いますので、冗談で、過日、町長かわったら何もかも変わるんかと。それは事実であると思います。ということで、それを踏まえて、ひとつこの質問についてご答弁願いたいと思います。

そこで、質問の骨子といたしまして、危険踏切対策についてでございますが、(1)孝子危険踏切の改良については、過去には現国土省に働きかけるなど、積極的に動いていたが、今はどのような進捗状況となっているのか。ここの部分は、私がご答弁いただきたいのが最大重点でござ

います。

そして、最後の2点目ですが、今後、この危険な孝子2号踏切の改良について、どのように取り組むかと。今、財政は大変苦しいのは、私は十分承知の上で質問するんですけども。やはりタイミングというものがございまして、これから将来的にいろんな公共事業があるので、それにひっかけてしていただきたいなと思うんですけども。今、私のところではそういう公共工事の情報も入ってませんし、それすら案もないので、ひとつ担当部長なりに、その案についてご答弁いただきたい。最後に町長の危険踏切の取り組みをね。以前、雑談ですけども、一般質問の中で、前町長に対して、僕言うたことあるんですわ。この踏切は危険ですから、万が一事故あった場合、あんた責任やでと。無計画でこの状態、何年置いとくんやと。もし大きな事故あったら、あんた責任とってもらうでと申し上げたつもりですが、残念ながらやめられまして、その責任を追及することはできませんので、新町長に、ひとつ同じような言葉返しますね、ひとつ今やれとは言いませんので、計画を立ててくださいということでございます。

最後の質問ですけども、スポーツ施設の対策でございます。当町で大きな土採り事業も終わりましたんですけども、土採り跡地の基盤整備に向けて、着々とその取り組みがなされていると感じておるんですけども。この定例会においても、あすですかね、工事請負契約の議案が上程されてくると思うんですけども、この土地を取り巻く全体計画はどのぐらいの率の進捗率であるのかをお聞きしたいのと、この区域の土地の所有形態は府有地と財産区有地の区分であると聞いてますので、それを前提に質問を行いたいと思います。

このスポーツ施設の意味合いは、これは私なりに調べたんですけども、1983年にコミュニティ・スポーツとして、北海道幕別町に誕生したパークゴルフ計画の導入でございます。このゴルフ場は、樹木や適度に起伏がある公園や河川敷、遊休地などを利用してつくられております。芝生の管理におきましても農薬使用はないと聞いており、原状回復の必要が生じた場合でも、簡単にボールカップを取り出せば、いつでももとの公園に戻せると、こういう利便性を兼ね備えており、全くこの土地に、この場所に最適だと私は思いまして、今回、そういう施設づくりをぜひともつくってほしいなということで。

やはりこういうスポーツ施設があることで、スポーツで体を鍛えることによって健康な町民がふえる。これはどういうことかいうと、やはり国保会計も黒字になり、健康な住民の育成をするのに、本当に願ってもない施設と思うんです。そして、町としても、そういう健康な住民の育成をする責務があると思いますので。何も単なる球打って、ころがす程度じゃないんです。健康なじいちゃん、ばあちゃん、そしてまた、お子さんもそういう施設で励めば、当然、お医者さ



んに行く必要もなくなるし、当然、町も大変負担が少なくなると思いますので、お金のことばかりでなく、健康な町民を育成する責務があると、町長以下皆さん方が責務を持っていると思いますので、それを踏まえて質問の骨子に入ります。

(1) 土砂採取跡地を取り巻く全体計画の進捗率、先ほど述べましたね、これをひとつはっきりとご説明していただきたい。

最後、2点目ですけども、土砂採取跡地において、コミュニティ・スポーツであるパークゴルフ計画導入の可能性ですね、本日、あるんかないんかちゅうご答弁をいただいて、また、だめならだめで、また再度ご質問するんですけども。

以上、私の3点の部分について、ご答弁お願いしたいと思います。

和田博之議長 中口総務部長。

中口総務部長 田島議員のご質問の財産区財産の有効活用及び運用についての基本姿勢をお答えいたしたいと思います。

各財産区は、地方自治法上、特別地方公共団体であり、市町村と同じく法人格を有する組織であると認められております。その権能といたしましては、財産区は、その財産または公の施設の管理及び処分または廃止についてのみ行為能力を有する特殊な法人でございます。

次に、その権能は、大別しますと、管理行為と処分行為に分かれます。その管理行為につきましては、保存行為、利用行為、改良行為の3つがございます。

まず、保存行為につきましては、財産の現況を維持する行為で、主に山林での草刈り及び枝打ち等が該当するところでございます。

次に、利用行為とは、財産の貸し付け等の収益を図ることを目的といたします。例といたしましては、財産区有地を賃貸契約により収益を上げる行為でございます。

そして、改良行為とは、財産の本来の性質を変更しない範囲において、財産の価値を増加させることで、現在、松茸山の育成環境の改善等を行う生業事業を行っておるところでございます。また、他の例としましては、里山保全活用事業等がございます。

ご質問の件につきまして、3つの機能のうち、利用行為と改良行為に該当すると思われませんが、飯盛山周辺の財産区有地の有効活用について示されている考え方において、一つのご提案であると受けとめ、財産区有地の活用策について勉強してまいりたいというように考えております。今後も引き続き、地域に残された財産区有地を有効活用いたしまして、地域の活性化及び本町の振興に寄与する管理行為を行ってまいりたいというように考えておりますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

和田博之議長 松永事業部長。

松永事業部長 田島議員の観光振興対策、それから危険踏切対策、スポーツ施設対策について、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の飯盛山を機軸とする観光振興対策についてという点でございますが、岬町の活性化を図る上で重要な取り組みの一つに、観光の振興があります。岬町は、大阪で唯一の自然海岸を残す美しい海と、先ほど議員お示しの和泉山脈に連なる飯盛山など豊かな自然を有し、大阪都心に近接していることから、大阪圏の住民の憩いの場、リフレッシュの場として観光集客の魅力を高め、来町していただくことが重要であると考えているところでございます。

そのため、これまでときめきビーチ、海風館、みさき公園などの観光レクリエーション施設を設けて取り組んでまいりましたが、議員ご指摘のとおり、山を活用した施設については、海に比べて不十分なものとなっております。今後、海と山がうまく連携した取り組みを進めていく必要があると考えております。

現在、大阪府と府立自然公園の拡大について、調整をいたしているところでございまして、府立自然公園の拡大につきましては、これにより河内長野市南西部から岬町まで連続した自然公園となり、飯盛山単体よりも相当大きな集客魅力を高めることができると考えております。大変厳しい財政状況の中、議員ご提案の趣旨も含め、府立自然公園構想を活用した飯盛山の整備について、地域住民の意見をお伺いしながら、進めてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、危険踏切対策の進捗状況と、今後どのように取り組むべきかという2点について、お答えさせていただきます。

まず、進捗状況についてでございますが、孝子地区の孝子2号踏切、いわゆる孝子から和歌山へ向いて1つ目の踏切でございますが、国道26号と近接しておりまして、幅員が狭小であるなど、非常に危険な踏切であると認識しているところでございます。

町におきましては、平成4年より、上孝子地区のゴルフ場開発にあわせまして、踏切道の安全対策を行うべく、南海電鉄や国道26号を管理する現在の国土交通省大阪国道工事事務所及び府警本部との協議・調整を進めまして、関係機関の了解をすべて取りつけたところでございました。しかしながら、当時は、一部の地権者に理解が得られなく、またゴルフ場開発が中断されるなど、厳しい状況となり、事業の実施に至りませんでした。昨年も地元である中孝子自治区長と地権者等の問題について協議をしたところでございますが、困難な状況に変化がないと推察いたしましたところでございます。

続きまして、今後の取り組みでございますが、踏切道の安全対策につきましては、国の定めた

踏切事故防止総合対策が全国的に進められておりまして、町といたしましても重要な課題であると認識しているところでございます。

しかしながら、孝子2号踏切道の改良につきましては、民間開発が中断してから、町の財政状況の低迷もあり、抜本的な解決ができないまま今日に至っているところでございます。厳しい町の財政状況ではございますが、今後も引き続き、関係機関、地元との協議を重ねながら、どのような方法で進めていくか検討していく必要があると考えております。

続きまして、土砂採取跡地の進捗率、それからパークゴルフの導入の可能性についてという、2点についてご答弁させていただきます。

まず、進捗状況でございますが、土砂採取跡地の進捗状況につきましてのご質問については、土砂採取事業は本年6月に完了いたしまして、約128ヘクタールの事業区域内に約60ヘクタールの平地が造成されまして、現在、企業誘致部分は財産区有地、道路・水路、緑地部分は大阪府有地となるよう用地集約を行い、多目的公園としての整備・利用ができるよう必要な作業を進めているところであります。

事業地の整備につきましては、平成18年度から平成24年度にかけて整備を進める計画であり、本年度につきましては排水路整備を進めることといたしており、本定例会に係る工事請負契約議案を上程させていただいているところでございます。

続きまして、パークゴルフ計画の導入についてでございますが、土砂採取跡地におけるパークゴルフ計画の導入は、パークゴルフは子供からお年寄りまであらゆる世代が楽しめる生涯スポーツとして、愛好者がふえていることから、町としても多目的公園内での整備について検討を行っているところでございます。

今後、パークゴルフ場の整備手法や整備後の維持管理の手法等を含めた導入の可能性について、大阪府とともに多目的公園全体の利活用を踏まえながら、協議・検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

和田博之議長 田島乾正君。

田島乾正議員 3問等についてご答弁いただいた中で、まず観光振興について、私が質問したことと若干またちょっとずれはあるんですけども、大体方向性は同じと思うんですけども。まず、2回目の質問では、やはり市街地の観光振興についての施策は考えているんかということが一番重要と思うんですけども。先ほど部長が答弁していただいた中で、府立自然公園の拡大について、これ云々があるんですけども、岬でも連続した公園になり得るんかなという、そういう私なりの

ひがんだ考えがあるんですけども。それは府の事業でやっていただいて、岬町域においてもそういうジョイントができるのかということですね。

私も、以前、大分なるんですけども、岸和田市の牛滝山の上の葛城山の頂上で、いろいろウォーキングしたり、楽しんだことあるんですけども。あれから考えたら、どの辺でとまってるのかなちゅうことで、岬町まで僕ら生きてる間にやってくれるのかちゅうことですけど、これはそういうことを計画されてるちゅうことを信頼して置いときましょうか。

実際、現場も私見てないので、ぶっちゃけて、人が歩くいうたら歩道の整備もせないかんし、草刈りもせないかんし、そして、やっぱり大小の生理現象も起きるんで、そんな整備、岬町までしていただけるのかなと。そして、整備したら、維持管理は当然府の自然公園の事業ですから、いろんなものを府費でやっていただかんと、それ連携されて、岬町で何もかも持つと、こういうことでは困るんで、この点も聞きたかったんで、これはぶっちゃけて、すり合わせにはないです。しかし、答えられたら答えていただきたいなと思います。

きょう、朝、目覚めたら、そういう心配しましてね。それを飯盛山と連携して、和泉山系のそういう府の事業と、そして、僕の言うてるんは、町単独で飯盛山系を機軸として、そういうことをやっていけるのかと、僕の1問目の質問に対して。

そこで、市街地の観光振興についての施策、恐らくなかったと思うんですけども、施策を思いついたら言ってもらったもええし、そういうことを計画性が可能であるのか、ないのかと、その点について、2問目の答弁としてお願いしたいと思います。

そして、危険踏切ですね、これは、私もずっと個人的な事情で、上孝子へ入ったり、中孝子へ入ったり、多奈川へ入ったり、淡輪へ入ったりしてる中で、一番怖い踏切は、この踏切そのものでございます。僕らは孝子地区には住んでないので、別に日常生活にはそういう恐怖感とか危険を感じたことはないんですけど、当然、上孝子の在住の方、また親戚の方、そして知り合いの方、この踏切を渡るのはサーカスの綱渡りみたいなもんでね、和歌山から上向いて、峠をずっとおりていって、今度右折するときに、これ1車線でしょう。そこに大型トレーラーが住金の重たいもん積んできたら、物理的に発見してもとまらないと思うんですな。それを以前の一般質問、前町長も言うてるんですわ。その中で、ちょっと距離的にはずれたんですけども、下孝子から離れたところで、大型トレーラーが大きな鉄の塊を積んで小型トラックと接触して、そして線路飛び越して、大きな事故で、南海電鉄も半日ほどとめて、大変な事故でした。これが、上孝子の今言うてる踏切で起きたら大変なことなんですね。これは当然、道路管理者からいろいろあるんですけども、当然、町の責務としても、やはり住民の生命、身体、財産を守る義務がありますので、そういう

関係機関へ働きかけてほしいなということで、2問目ですけども。

例えば孝子地区には、第二阪和国道の整備が計画されてますわな。事業化、決定打ってないんですけども、調査区間。そこで、今後、孝子2号踏切周辺の状況も変化していくことが想定されますが、やはりそれらを踏まえて、冒頭言いましたが、二国の整備とあわせて、今後、危険踏切の施策を考えられないかどうか。ぜひともその施策に入れていただきたいなと。町単費ではそういう危険踏切の解消できませんので、こういう大きな国の公共事業がある中で、やはり町もそれに抱き合わせて、ひとつ便乗して、いつになるか、それは私は聞きませんよ。これは国の事業であって、町長でも答弁できへんから。しかし、それに便乗するんかしないのかということも、ひとつこの点について、ご答弁いただいたらありがたいなと思います。

3問目の跡地利用ですね。土砂採取跡地のスポーツ施設、これ本当に大事なことで、そら、町長も当然そういう計画を立てておられると思うんですけども、やはりこの場をおかりして、いいことするんでしたら、やっぱり住民代表の議員も、やはり協力もせないかんとということで、これについてはくどく、当然要りません、この部分については。

しかし、この資料の中で、いいこと言うなと。コミュニティ・スポーツの不勉強の部分ですが、田舎の公園は人が遊ばず、公園が遊んでいる。これにひとつならないように、府の事業で、公園が遊ばんと、人が遊べるように、ひとつ計画を立ててほしいなと。

用具は、プレーに必要なクラブとボール、ティの3点だけでいけますね。そして、この環境の中で、農薬なしで3世代が健康にいけると。イコール国保会計も助かりますということで、この点については答弁は結構でございます。

以上です。

和田博之議長 松永部長。

松永事業部長 お答えさせていただきます。

まず、観光の部分の府立自然公園構想の部分の整備の内容でございますが、メニューといたしましては、遊歩道の整備ですね、それから案内看板、それからトイレ、トイレも培養トイレ等を使ってするというようなこともございまして、今、和泉葛城山のあたりから泉南市まで府立自然公園というのは指定されておまして、今回、阪南市と岬町で指定していきたいということで、大阪府、現在、地元へも入りまして、ご説明等をさせていただいているところでございまして、また、今年度中になるか、ちょっとわかりませんが、一定まとまりましたら議会の方にも大阪府からご説明させていただく。多分、担当委員会になるかと思うんですが、させていただきたいというふうに考えております。

基本的には、そういうふうな整備をしながら、和泉葛城山から和泉山脈をずっと縦走しているというハイカーもいらっしゃるしまして、そういう方たちのためにも、また岬町の方のためにも、きれいな遊歩道をつくっていきたいというふうに考えております。ただし、大阪府の予算の範囲でございますので、整備については一挙にというわけにまいりませんので、そのあたりだけご理解いただきたいと思っております。

続きまして、市街地の振興対策でございますが、この部分につきましては、岬町は自然観光資源やレクリエーションという施設とか史跡があるのはご案内のとおりかというふうに考えております。これらの岬町の財産を有効に活用するために、住民、事業者、行政の協働により、各施設間の連帯と情報の共有を図ることが重要であるというふうに考えておりまして、このための核となる組織づくりが必要不可欠であるというふうに考えまして、先般、庁内の関係部局と関連する各事業所に呼びかけまして、岬町内の各事業所、海洋センター、海風館、それから潮騒ビバレー、あと、観光協会とか、大阪府の施設では水産試験場とか、そういう方々に寄っていただきまして、あと、大学の教授にもオブザーバーで参加していただくなどいたしまして、岬町の観光を考える集いというのを開催したところでございます。今後、観光を考える集いの開催を積み重ねる中で、岬町の観光振興の活性化を図るための組織をどのような枠組みで立ち上げていけばよいかということ協議・検討してまいりたいと考えております。

また、観光ボランティアガイドも、先般の1日の回覧の中で、各戸配布という形で、観光ボランティアガイドの育成講座のご案内を差し上げたところでございまして、このあたりも含めまして、市街地の観光について進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、孝子危険踏切の部分につきましてはでございますが、第二阪和国道、町の道路網の骨格となる道路でございまして、その延伸による交通事情の改善はもちろんのこと、事業実施時における周辺地区への影響も大変大きいものがあるというふうに考えております。

孝子地区におきましては、第二阪和国道が事業化されまして、工事が行われた暁には、孝子地区にも大きな変化があると想定されまして、その際には、事業者である国とともに、町も地元説明に入りまして、孝子2号踏切道の改良についても、地元で理解をしていただくような大きな機会になるのではないかというふうに考えているところでございまして、今後、第二阪和国道の整備促進を図りながら、孝子の駅のすぐ大阪側というか、山側を通りますので、ちょうど2号踏切の改良とあわせて整備が行えるような形でできればいいなというふうに考えておりまして、国にもそのような働きかけを行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

和田博之議長 田島乾正君。

田島乾正議員 そしたら、飯盛山の部分については、大阪府もそれらしき事業をして、観光振興に力を入れるにしても、今度、阪南岬でとまっているというところで、その部分について、担当部としても、今後、動くと言うてますので、精力的に動いていただいて、僕が言うてる飯盛山を機軸にした観光振興の中で、また大阪府とのジョイントできるように、ひとつそういう考えも大阪府の担当の方に、部長ひとつよろしくジョイントの方をお願いしたいと思います。

場所も、また時間があつたら見に行きたいと思います、トイレの状況とか、いろんな部分について。それは可能であるのか、可能でないか、それは見てみんとわかりませんので、だめでしたら岬町で単体でやらざるを得ないということを考えないけませんので。

この部分について、最後、ちょっと通告はしてないんですけど、町長にひとつ考え方を述べてほしいんだけど。町長は、常々、公約でもあるとおり、町の財産を十分に活用して、増税というか、増収を図りたいとおっしゃってるんで、いいこと言うてるなと思てますので、この観光振興については、当然、町の財産を利用して、活用して、増収、集客力を高めて、いいんですわ。僕も同じ考えを持ってますので、ぜひともこれはやるべきと私は思てますんでね。そら何年先になるかわかりませんが、ぶっちゃけて、予算書、決算書を見ても、財産区の下草刈りとか、維持管理ばかりで、見るんも嫌になってくるんですね。

そこで、中口部長が、財産区の基本的なものを説明いただいた中で、やはり財産区というのは、財産持てば難しいもんやなと。そういう制約があるんで、その中身を見て、僕も不勉強でしたので、きょう本日、中口部長からのこういう説明があつて、管理行為と処分行為と。その管理行為には、保存行為と利用行為と改良行為があると。そこで、真ん中の利用行為、こういうものを使えば、別に網かかってないので、この部分について、町長に、ひとつこういう町の財産を活用して増収を図っていただきたいと思うので、きょう、あすとは言いませんけども、町長、やる考えはありますか。その部分について、ご答弁をしていただきたい。

そして、最後の危険踏切ですね、部長は二国の整備を促進図りながら、この踏切の改良を国に働きかけたいと。当然やっていただかなければ、いつトラックか電車か、人と車との事故がないとは言えませんわな。必ずあるような予感がしてしゃあないので、単体ではできませんので、二国の延伸の時期に合わせて計画を立てていただかんと、急に計画しても、これは成るもんも成らんようになりますので、その点、ひとつ計画を必ず立てていただいてということで、これも、町長、最後に、前町長はようやらなんだんですね。町長かわつたら何でもできるというた以上、僕も必ず石田町長はやれる方だと思いますので、また議会も私も個人的に協力いたしますので、この

2点についてご答弁、最後になりますけども。

和田博之議長 石田正弘君。

石田町長 それでは、ただいまの田島議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の財産区の件でございますが、これは、先般、多くの議員の有志の方々と徳島県の上勝町の方に視察に行きました。そのときに見たように、本当にあの山の中でも、いろんな第三セクターをつかって収益を上げているというのを実際私も見てきたわけでございます。確かに財産区の場合、管理行為、処分行為等々、非常に制約はあるんですけども、ただせっかくのこれだけの財産区を各地区で有してるわけでございますので、その辺、これから我々十分勉強をして、先ほど議員がおっしゃったように、積極的に収益につなげていくような方法がないのか、これから十分な勉強を重ねていきたいと思っております。

そして、孝子の2号踏切道の問題でございますが、これ、住民の皆さんの生命、財産、これを守るということは、これは国でもなく、府でもなく、もちろんそこもそうなんですけども、やはり一番身近な行政団体でございます町が、やはり責任を持つべきだと思っております。そういった意味では、私も何度も孝子2号踏切は通過しておりまして、本当に危険な踏切であるというのは十分認識いたしております。これにつきましては、先ほど議員もご指摘のあったように、機というのがあると思います。その機が熟したとき、ここに一気にやっていく必要があると思います。過去の経緯につきましては、松永事業部長の方から答弁させていただいたように、本当にいろんな問題があって、過去何度もやってはつづれというのがあったんですけども、これも一つの大切な経験として、そういった部分が、また機が熟してきたとき、これは将来に向けて、必ずやらねばならないことだという認識を持っております。

ただ、それまでの間、ほうっておくのではなく、ふだん通られる方については、まだ認識もあろうかと思うんですけども、よく危険な場合が、上孝子地区で行われる通夜式、告別式、そういうときには、ふだん通らない方がたくさんあの道を通るといった危険性がございます。この部分につきましては、泉南署さんの方の協力を得て、警察官の方も踏切を誘導するという形で対応させていただいておりますので、その辺、つけ加えさせていただきます。

とにかく、この分におきましては、機が熟したとき、必ず将来に向けてはやらねばならないという認識を持っておりますので、そのとき、またご協力をよろしくお願いいたします。

和田博之議長 田島乾正君の質問が終わりました。

田島乾正議員 どうもありがとうございました。

和田博之議長 次に、竹内邦博君。



竹内邦博議員 それでは、議長の許可を得ましたので、すぐにでも来るであろう少子・高齢化を踏まえて、認知症についての一般質問をさせていただきます。

厚生労働省は、ことし7月25日に2005年の日本人の平均寿命等を発表いたしました。平均寿命は、男子、女子ともに6年ぶり、前年を0.10%から0.11%下がったものの、男子で78.53歳、世界第4位、女子は85.49歳と世界第1位、これを21年間連続で長寿世界一を維持しております。

2015年には65歳の高齢者が3,300万人に達すると予想されております。我が岬町では、2006年4月1日現在、人口1万9,077人に対し、高齢者人口4,755人、高齢化率25%、大阪府の平均が18%に対し、何と我が町、岬町は7%も多く高齢者の方がおられます。また、岬町、2006年の介護保険料は5,529円、関西地区で第3位、全国でも第16位と高い水準となっております。

去る6月4日から3日間、北海道の4町、本別町、白糠町、池田町、浦幌町への、和田議長、谷本議員、反保議員、鍛冶議員、私と5名で研修・視察に行っていました。いずれの町も人口は6,242人から大体1万680人、主な研修テーマは、介護安らぎ支援、企業誘致、行財政改革、特産品でまちづくり等であります。私が特に着目したのは、各町の高齢化率、これは27.3%から31%、それでも介護保険料は2,700円から3,960円、各町とも介護保険料が高くならないように知恵を絞り、いろいろな取り組みをしておられます。

私たちの町、岬町でも、参考にすべき点が多く、勉強をしてみました。少子・高齢化に伴い、人口減による税収減や老人福祉の増税により、住民サービスへの維持はますます困難な時代となっております。高齢化の中でも認知症がますますふえる傾向です。先日、新聞で報道されました京都における55歳の息子が87歳の母親を殺害した事件、内容をよく読んでみればみるほど同情すべき点が多々あり、涙ぐましい話である。認知症である母親を恥じることなく、周囲に支援要請していれば、殺人事件にまで至らなかったと思われます。

統計によると、高齢者人口の約55%の方が認知症候群、調査員によると、そのうち約30%は認知症の仲間入りであるということでございます。我が岬町の認知症について、担当者から少し聞いてみると、認知症を公にせず、反対に隠す傾向にあると聞いております。そこで、今後、認知症対策に取り組んでいくことを提案したいと思います。

提案、質問の内容は、1つ、介護保険料の仕組みを明確にして、住民にPRすることにより、介護保険料を抑えることができないのか。また、具体的なPR方法についての対策はいかがなものか。また、健常高齢者が認知症の人を支援するための最小限度の知識を持たせて、支援員とし

て活動できる資格を持たせる研修を今後考えていただけないかということなんです。

私たち、研修視察で勉強した中で、ある町は次のような健常高齢者への研修を行ってありました。1つは、高齢者に対する理解、認知症の基礎知識。2つ目は、認知高齢者の家族への理解。3つ目、認知症介護の理念と基本技術。4つ目、支援員の役割。以上のことを考えていただいて、我が岬町も支援事業をいち早く立ち上げ、同居家族、別居家族等を含めた家族への介護負担を軽減することを目的としてみてはどうですか。最後に、健常高齢者が認知症の人を支援することにより、健常高齢者の介護予防に連動すると思われれます。

また、以上の質問、提案は至急に考えていただき、これが実を結ぶのは、今から取り組んでも、大体5年から10年先になると思われれます。

以上で、私の質問とさせていただきます。

和田博之議長 芦田福祉部長。

芦田福祉部長 竹内議員のご質問にお答えいたします。

第1点目の介護保険料の抑制の方法ですけれども、議員ご指摘のとおり、介護保険料は、その半分が保険料、半分が国・府・町の負担となることから、給付の額がふえればふえるほど保険料は上がっていきますし、同時に町の負担であります給付額の12.5%、これも一般財源としてふえるということになります。

岬町の保険料は、大阪府下で最も高い水準にあります。その原因として、25%という大阪府下トップの高齢化率。他市町村と比べ、重度の方々の施設入所の利用が多いということ。また、近年は介護度1の方が急速にふえてきました。全体に介護保険利用度が高まってきている。さらに、4点目には、小さな町の特別会計なので、少しの給付の増加が、1人当たりの被保険者の保険料に敏感にはね返ってしまうということ等が理由として考えられます。

そこで、その対策としまして、1つには、給付の適正化、不適切な給付あるいは間違った給付の請求等に対して、チェックを十分に行う。2点目には、今回の介護保険法の改正の大きなポイントであります、介護を現時点で必要としていない元気な高齢者への事業を展開していくということ。3点目に、現に介護保険の給付を受けている人の認定度のチェックを行い、悪化している人に対しては、その原因を調べ、適切なケアプランの改善を指導していく。そして、4点目に、議員ご指摘の介護保険を適切に利用していただくためのPRを行う、この4つを組み合わせ、今後予想される給付の増加を抑制していきたいというふうに考えております。

従来、この介護保険制度のPRにつきましては、平成12年度に制度が創設されて間もないことから、介護保険制度がありますよというその周知が主なPRでした。今後は、介護保険の適切

な利用の仕方、今回新しく創設されました介護予防事業の紹介、介護保険の財源問題、これらを中心に、広報紙でPRを実施していきたいというふうに考えております。

2点目に、認知症高齢者への対策についてです。

まず、岬町では、認知症高齢者に限っておりませんけれども、高齢者の見守り活動が社会福祉協議会において「小地域ネットワーク事業」の一環として実施をされております。これは、独居高齢者等の中で、特に日常的な見守りが必要な高齢者に対して、民生児童委員さんや近所の人々の協力によって、ローテーションを組んで、それぞれ適切な時間に訪問を行っている事業でありまして、現在、36名の方に実施をしているところであります。

認知症の症状は、特定の少数の方の症状ではなく、岬町の認定調査のデータでも、電算処理できる調査表のうち、3人に1人が認知症の症状が出ている。しかも、何らかの支援を必要とする、そのような症状があるという結果が出ておりました。町としましても、今後の超高齢化社会として岬町を考える場合、認知症高齢者への対策は重要な課題であると認識しているところであります。しかも、徘徊問題一つをとっても、これは家族だけではなく、近隣の住民の協力体制が必要となりますし、一定、認知症の症状とは何か、認知症高齢者に対する適切な対応を知っているそのような支援員、サポートメンバーも必要ではないかというふうに考えています。

一方、大阪府においては、認知症総合対策に今年度から乗り出し、家族向けの相談窓口や「はいかいSOSネットワーク」の構築、発病予防対策を今年度から着手するというふうに言っております。さらに、大阪府と市町村の連携による具体策の策定に向けて、検討委員会を設置する予定と聞いております。

今後、町としましても、資料としていただきました、先進地が実施している方法、また、先ほど言いました、今年度末には出される予定と聞いております大阪府の検討委員会の報告を参考にしながら、岬町の実態、岬町の既にある地域の活動状況に見合った方法がないかどうか、対策の実施に向けて前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

和田博之議長 竹内邦博君。

竹内邦博議員 ありがとうございました。本当に、部長の答えていただいたように、今後、岬町の認知症の対策にますます取り組んでいただきたいと思います。31日、1日ですかね、各議員、また行政ともに上勝町というところへ行ってきました。そのときも、やはり高齢者の方が生き生きしてるというのは、認知症になりにくいと。それに対する、やはり対策を岬町もいち早く考えていただきたいと、こう要望して、私の質問を終わりいたします。

ありがとうございました。

和田博之議長 竹内邦博君の質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定いたします。

暫時休憩します。約5分間の休憩といたします。

(午前11時07分 休憩)

(午前11時13分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、反保多喜男君。

反保多喜男議員 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、岬町における企業誘致並びに岬町の特産品の開発についてという2点の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

現在、岬町は少子・高齢化による税収不足と地方交付税の減額により、厳しい財政運営を強いられております。この厳しい状況を脱却するためには、再度合併を推進するか、さもなければ町おこしの起爆剤となる町独自の特産品を開発することなどにより、地域の活性化を図り、税収を増加させ、財政の健全化を図ることが必要であると私は考えているところでございます。

先日、我が町の特産品開発のヒントを得ようと、北海道道東の4カ町へ研修視察を行ってまいりました。ブドウ栽培からワインづくりまで取り組まれている自治体の涙ぐましい事例を研修視察してまいりましたので、その報告とともに、我が岬町の特産品に対する考え方について問いたいと思えます。

北海道中川郡池田町は、人口8,331人、面積371.91平方キロメートルの人口規模は、岬町の半分以下の小さな町です。この町は、昭和27年に十勝沖地震に被災し、昭和28年から29年に冷害に見舞われ、昭和31年に赤字再建団体となりました。この苦境をどうするか、いろいろ検討され、その検討の中で、ブドウに着目し、当時の町長ほか10数名の住民が取り組み、初期の悪戦苦闘と45年の歴史を重ね、町の事業会計だけでも約15億円の特産品として育て上げています。

我が岬町でも、土砂採取跡地や関電跡地への企業誘致に取り組まれておりますが、例えばブルーベリーやオリーブ等の栽培を行う企業を誘致し、岬町の名を発信できるような特産品を育てる必

要はあるのではないかと考えるのですが、町の考えをお伺いしたいと思います。

続いての訪問先であります白糠郡白糠町は、人口1万680人、面積は773.75平方キロメートルと、ここも人口規模は岬町の半分程度の町ですが、住民投票により合併を選択しなかった自治体です。この白糠町は、積極的に企業誘致を行っている自治体であり、隣接する釧路市にかけて造成されました釧路白糠工業団地に52の企業を誘致しております。その企業誘致活動の状況を報告させていただくとともに、岬町の企業誘致に対する考え方についてお伺いしたいと思います。

白糠町の企業誘致活動は昭和47年から始まり、35年の歴史を重ねており、その間、新聞広告、ホームページの利用、関東・関西・東海を中心に民間データベースを活用し、4,000から5,000社に絞り込んだアンケート調査を行っています。アンケート調査につきましても無差別には行わず、相手企業を十分リサーチし、訪問しているとのことでした。説明を受けた中で、私自身、特に感心を持ったことは、白糠町は他方面で活躍されている白糠町出身者を調査し、その方々に企業誘致PRの支援を要請しているとのことでした。活躍されている地元出身者であれば、効率的にも町のよさを先方に十分に伝えることができると私も思いました。

そこで、過日、岬町では、企業誘致条例を改正し、資金面での魅力を出してはおりますが、その後、どのような企業誘致活動を行っているのか。また、白糠町に倣い、岬町でも出身者の追跡調査を行い、情報の入手とPR支援していただけるような枠組み、整備すれば、より効果的な企業誘致活動ができると思われませんが、それについてもあわせて、岬町の考えをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

和田博之議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。松永事業部長。

松永事業部長 反保議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の町の特産品を育てるべきではないかという点でございますが、かつて岬町には松茸や谷川瓦など、地域を代表する特産品がございましたが、環境の変化や後継者不足などにより衰退いたしまして、現在では、椎茸やシラス、イカナゴのくぎ煮、ワカメなどが地域の特産品として生産されているところでございます。

地域の特産品は、その地域の個性をあらわすものでございまして、地域の特性を生かした、これらの特産品につきましては、関係団体と協議し、PRや販路の確保と振興に努めてまいりたいと考えているところでございます。また、地域を活性化していくためには、新しい地域の個性をあらわす産物を特産品として開発していく必要があると考えております。

現在整備を進めております多奈川地区多目的公園は、働き、学び、憩える新しい里山空間の創造を基本コンセプトとして、安全・安心な食の生産・加工ゾーンの形成を目指し、事業者の誘致活動を行っているところでございます。進出を検討している事業者の中には、農産物の生産を計画されているものもでございます。これらの事業者の多目的公園への進出が決まれば、事業者との協働により、多目的公園で生産される農産品を活用し、岬町独自のブランド、ネームバリューを持つ特産品の開発を行いたいと考えております。

次に、2点目の企業誘致の状況及び町出身者の調査、PR支援についてでございますが、5月の企業誘致条例の改正を受け、企業誘致優遇措置のPRパンフレットの作成、町ホームページへの優遇措置内容の掲載、大阪府企業誘致推進課や東京事務所へのPRなど、また代議士等へもパンフレットをお配りして、誘致活動を行ってまいったところでございます。

ご紹介いただきました町出身者の活用の事例につきましては、個人情報保護の問題もございまして、町が追跡調査を行うことは難しいと考えますが、ホームページなどを通して町のサポーターなどを募集し、いろいろなご支援をいただけるシステムをつくりたいと考えておりまして、今後検討を進めたいと考えております。

続きまして、企業誘致の地域間競争が厳しさを増す中で、各自治体は誘致活動を積極的に行っておりまして、本町におきましても、誘致を成功させている団体の事例を参考にさせていただき、積極的に企業誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

和田博之議長 反保多喜男君。

反保多喜男議員 再質問いたします。

特産品を育て上げるためには、生産振興ばかりでなく、その販売ルートの拡大がなされなければ利益は生まれず、生産意欲の向上にもつながらないと思います。販路の体制づくりも必要と思われませんが、いかがお考えでしょうか。

また、企業誘致につきましては、5月に企業誘致条例の改正を行ったところではありますが、さらなる企業誘致施策を検討されているのか、お伺いしたいと思います。

和田博之議長 松永事業部長。

松永事業部長 お答えさせていただきます。

まず、1点目の販売ルートの拡大についてでございますが、食の安全性から、消費者は顔の見える生産者から食材を購入したいという思いが高まっておりまして、各地で生産者の名前や写真をつけた地元の農産品が、地元の直売施設で好評を得ているところでございます。

現在整備を進めております海釣り公園には、地域の交流広場を設け、地域の特産品や地域で収穫、生産された産品を直売できるシステムづくりを目指して、関係団体と協議を進めているところでございます。このような直売施設を通じ、販売体制を整備するとともに、インターネット等の情報機器を使いながら、広く市場開拓を行う方法も検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目のさらなる企業誘致施策の検討についてでございますが、現在の岬町の企業誘致制度は、同規模の自治体としては先進的な内容となっているところでございますが、交通アクセスと工業用水道の問題が、企業誘致上、進める上で大きな課題となっているところでございます。交通アクセスにつきましては、第二阪和国道の延伸により、一定解決される見込みではございますが、工業用水については、今後も大きな課題として残ってまいるところでございます。現制度では、企業誘致の状況を見ながら、これらの点も勘案し、必要に応じて企業の支援策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

和田博之議長 反保多喜男君。

反保多喜男議員 特産品につきましては、地域の活性化のために、ぜひとも多目的公園を活用した新しい岬町の特産品を開発いただけますように要望いたします。

また、企業誘致につきましては、各自治体は生き残りを図るため、町を挙げて企業誘致に取り組んでおります。本町におきましても、あらゆる努力を行い、企業誘致を進めていただけるよう要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

和田博之議長 反保多喜男君の質問が終わりました。

次に、川端啓子君。

川端啓子議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。広域行政、環境、教育、住民主体のまちづくりの順番でさせていただきます。

最初に、広域行政についてですが、厳しい財政事情を克服するために、行財政改革に取り組んでいる当町にあって、一つ一つの事業の効率化をさらに追求し、経費の節減に努められないかと日々考えるものであります。例えば路線バスについては、コミュニティバスとして、お隣の阪南市でも走らせております。阪南市と話し合って、バスを一本化すれば経費の節減につながると思うのですが。

また、ごみの減量、資源化についても、ストックヤードの問題など、当町だけでは限界があると思います。これなども広域で事業を取り組むことが必要不可欠だと思います。その他にも広域で取り組めばメリットが得られる事業が多々あると思います。この広域行政の取り組みについては、

現在、岸和田以南の、いわゆる関空エリアで泉南地域広域行政推進協議会が持たれていると聞き及んでおりますが、具体的にはどんな取り組みがなされ、かつまた効果を得ているのでしょうか。岸和田以南ですと、余りにエリアが広過ぎてまとまりにくいようにも思われます。取り組む事業によっては、エリアを狭めた方が実現可能なものもあると思います。その点についていかがでしょうか。そのこともかんがみて、今後については、広域行政研究会と名づけ、部門別の分科会を設置し、さらなる取り組みができないものでしょうか、当町の見解をお尋ねいたします。

次に、環境についてですが、国は、ごみの減量化と資源化促進について、平成22年までに平成12年度と比較し、ごみの排出量を約20%削減することを目標値として定めております。当町もこの目標値に向けていよいよ拍車がかかり、分別ごみ拡大の取り組みがなされようとしております。過日もごみ35分別を実践し、ゼロウエスト宣言をしている徳島県上勝町の視察に、行政の代表、議員有志で行ってまいりました。上勝町では行政と住民が一体となって、ごみの減量に取り組んでおりました。住民の協力なくして、ごみの減量化は実現できないと再認識し、何よりも住民の意識向上を図ることがまず第一義かなとも思いました。

不幸なことに、当町におきましては、過日も一部の不心得な人により美化センターにおける爆発事故が生じました。幸いにも人身事故に至らなかったとはいえ、言語道断であります。また、停車中に車の中のたばこの吸い殻を排水路に捨てる人、川にごみを捨てる人、海にごみを捨てる人、飼い犬のふんをそのまま放置する人、ごく一部の人とはいえ、大変困った存在であります。こういった方々には罰則規定を設けて促すということも大事かと思えます。他の自治体においてはポイ捨て条例を制定し、条文の中に罰則規定を設け、清潔で美しいまちづくりを目指しているところもあります。

当町の岬町環境の美化に関する条例では、第10条で、「町長は、ごみ等の散乱の防止等環境の美化を阻害していると認められる者に対し、この条例の目的を達成するため必要な措置を講ずるよう勧告することができる」とうたっておりますが、あくまでも勧告にとどまっております。罰則規定を設けることにより意識も芽生え、マナーの向上につながると思います。岬町環境の美化に関する条例の見直しについて、当町の見解をお尋ねいたします。

次に、教育についてであります。広島、長崎の被爆、終戦から61年を迎えた本年、まだまだ戦争のつめ跡が残っていると感じる日々です。しかし、残念ながら戦争体験、被爆体験の風化や平和意識の希薄化が進んでいるとも思われます。広島平和記念資料館の年間来館者数もピーク時の7割を切り、原爆投下の年月日を知らない子供もふえていくと聞き及んでおります。北朝鮮のミサイル発射の問題、中東地域の紛争など、ニュースで聞くたびに心が痛み、一日も早い世界



平和の実現を思うとき、まず自分の心の中で戦争をなくすこと、一人一人の心の中に平和のとりでを築くことの大切さを感じる日々です。

人間は、子供のときに身につけた価値観をずっと大きくなるまで持ち続けるものです。大きくなってから、それを変えるのは決して簡単なことではありません。子供時代にきちんと平和教育、人権教育をしていくことが最重要であります。平和の心の継承を親から子へ、子から孫へと、きちんと語り継がれていく家庭での平和教育が大事なのももちろんであります。学校教育においても小学校の高学年や中学、高校生になったら、歴史の事実をしっかりと学ばせてあげるなど、教育現場での対応も非常に大事だと思います。この平和教育について、どのような視点でとらえているのか、当町の見解をお尋ねします。また、当町の各学校でもさまざまな取り組みをされていると思います。具体的な取り組みについてお尋ねいたします。

次に、住民主体のまちづくりについてであります。私は住民力なくしてまちづくりなしとの思いで、常々ボランティアの皆さんが活動しやすいようにとの思いで、皆さんの声を代弁してきました。今回、グループで苗を持ち寄り、毎日水やりをし、きれいな花を咲かせ、通り行く方々の心をいやしている方々から、道行く人々や通りすがりの車がきれいに咲いている花を見ても、だれが世話をし、咲かせているのかわからないままで終わっている。ここはこの人たちが咲かせているんですよといった紹介を、例えば広報紙に掲載するなどしてできないものでしょうかとの相談を受けました。人それぞれに、だれにも知られずに奉仕をしたい方もいれば、また自分のしたことへの感謝という対価が得られればと思う方もいらっしゃるかと思います。紙面のスペースの問題もあるかと思いますが、希望する方を広報紙などで紹介してあげることができないものでしょうか。また、そのことにより、ボランティアの方々の意気も高まると思いますが、当町の見解をお尋ねいたします。

質問は以上であります。

和田博之議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。竹本企画部長。

竹本企画部長 私の方から、議員ご質問の広域行政研究会及び住民主体のまちづくりの2点について、お答えいたします。

まず、広域行政研究会につきましては、昭和55年10月に、岸和田以南の5市3町の構成による泉南地域広域行政推進協議会が設置されております。平成13年3月に策定されました第3次泉南地域広域行政圏計画、いわゆる泉南地域の総合計画であります。これにおきましても行政サービスを推進するに際しては、厳しい地方財政状況下のもとにおいて、各自治体が広域行政によって、効率的で水準の高いサービスの提供でまちづくりを進めていくことを検討するとなっ

てございます。

議員の質問であります協議会の取り組みと成果であります。国及び府に対して要望していくための圏計画策定は非常に重要なことであり、現在第3次を策定し、事業を実施しております。具体的なものといたしましては、岸和田、貝塚、泉佐野の市民病院では、5市3町の住民は市内扱いとなり、同一料金になりました。しかし、平成15年度からは泉佐野の財政状況によりまして、その扱いは廃止されております。

また、第3次の圏計画を推進していくに当たり、トリプルKと称しまして、環境、観光、交流の3つの視点で、平成14年から昨年まで、地域の魅力を広く圏域内外にアピールしながら、公共施設周辺の清掃活動や環境に関する啓発・学習活動を実施し、環境に対する意識を高めるため、エコ・ウォークラリーを実施いたしました。地域内外のたくさんの人に参加していただきました。

また、平成14年度末から本協議会のホームページを開設し、地域住民の広域行政に関する感心を高めるとともに、泉南地域の魅力について圏域外へも広くPRしています。インターネットを媒体とすることで情報提供が全国的に行うことが可能であることから、観光客、コンベンション、企業等に対してもPR効果が見込まれます。そして、毎年、担当者による広域行政推進のための調査・研究会の開催や先進地の視察を行っています。

平成17年度の協議会の事業といたしましては、泉南地域公共施設等広域利用の検討を取り組むこととしております。そのため、広域視察といたしまして、本年1月に、埼玉県川越市都市圏まちづくり協議会及び栃木県宇都宮地区広域行政推進協議会へ行ってまいりました。その中で、公共施設の相互利用につきましては、両地域とも施設によって利用率は異なるものの新たな財源負担を伴うこともなく、全体的に見ると一定の成果を上げており、有効に機能しているものと見受けられます。要因といたしましては、利用料金の同一化、利用時間のおおむね同一化、事前に住民の意見募集をしたこと、また施設の増加で選択の幅がふえたということであります。わずか2年で実現いたしましたのは、企画部門のみならず、担当部局間の連絡会を常設し、強力な連携体制があったからと考えられます。

平成18年度は、各市町の公共施設を調査して、広域利用可能施設を抽出し、協議していくこととなっております。

議員ご提案のバス路線やごみ問題などの部門別では、議員おっしゃいましたように、岸和田以南では全体となりますと広大な地域となり、広域で検討するには困難な面があると思われれます。

今後、第4次計画に向けてさまざまな検討を行ってまいります。現在実施しております阪南岬消防組合、泉南・阪南・岬介護認定審査会、また同じく2市1町による障害程度認定審査会の

ように、隣接市町や関連市町と共通の問題、課題について部門別に協議してまいりたいと思います。

次に、広報紙でボランティアを紹介し、意気を高めるについてであります。広報岬だよりは、皆様ご承知のとおり、毎月1回、1日に発行し、自治区長を通じまして、住民の皆様にご配布を行っています。岬だよりには「まちのできごと」というページを設けておりまして、従前から各種団体の活動報告や会員募集の記事などを掲載しておりました。これは住民の自主的な活動を支援するため、平成14年10月1日に定めました広報岬だより住民活動支援記事掲載要綱に基づき、岬だよりに掲載しているものでございます。それらの記事は、役場の担当課を通じて依頼があった団体に限り掲載をし、掲載記事には一定の制約を設けておりました。

議員からお示しのとおり、個人、団体にかかわらず、住民の皆様のボランティア活動を初めとするさまざまな活動を広く紹介することは、記事を読まれた方の刺激となり、また、新たなボランティア活動等を生むに違いありません。ボランティア活動をされている方々の中には、掲載を望まない方もおられることを配慮しつつ、今後は積極的に岬町における住民活動を支援するため、ボランティア活動の紹介を初め、住民の自主活動グループに関する掲載記事を定期的に広報紙で公募し、ご本人たちの了解を得た上で、記事の掲載をしてみたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

和田博之議長 白井住民部長。

白井住民部長 それでは、私の方から、岬町環境の美化に関する条例の見直しにつきまして、ご答弁させていただきます。

岬町環境の美化に関する条例は、本町の環境美化を推進するため、町、住民及び事業者の責務を定め、ごみの散乱などを防止することにより、快適で美しい環境をつくることを目的として、平成10年に制定されております。この条例の制定から8年が経過した今、毎年6月に実施いたします地域住民が主体となった「環境美化行動の日」の定着、淡輪長松海岸などの公共スペースでの里親制度に参加する住民や団体の増加など、本条例を制定した当時と比べますと、町を美しくしよう、町の環境を守ろうとする住民意識が着実に高まりを見せていると考えております。

しかし、こうした環境美化意識が高まる中におきまして、空き缶やたばこのポイ捨て、散歩する犬のふんの放置、私有地の雑草の放置、また家電製品の不法投棄など、それらの行為が町内で見受けられます。こうした本町の美しい環境を悪化させる行為については、この条例は、責務を守らない住民や事業者に必要な措置を講ずる勧告及び命令を行うことができる。また、この勧告や命令に従わない者に対しては、氏名の公表や違法行為に対する刑罰の適用を捜査機関に要請することを規定しております。

しかし、このような対応によって、ごみのポイ捨てなどが減少し、この条例の目的である美しい町を実現する、また維持できるのか疑問を持つ住民の方々も少なくないと考えております。こうした疑問を解消し、本町の美しい環境を守るためには、本条例の実効性を高め、住民や事業者の意識改革を図る施策の導入や見直しが必要になっていると考えております。

その一環として、本条例の実効性を高めるため、住民の責務を守らない者に対して刑罰を適用する罰則規定を導入することが、本条例の目的を達成するために有効であることは、ごみの散乱防止条例などに罰則規定を導入し、抑止効果を上げている先進自治体の例からも承知しているところでございます。

また、この罰則規定の例といたしまして、本町では、この条例に定める自動車の放棄等の禁止に関しまして、別の条例を定めておりまして、岬町自動車の放置防止及び放置自動車の適正処理に関する条例を制定し、その条例の中で、放置自動車を撤去しない所有者に対して、20万円以下の罰金を科する規定を設けております。

また、国の廃棄物の処理及び清掃に関する法律においても、不法投棄をした者に対しまして、懲役刑または罰金刑を科する規定が設けられており、それぞれ抑止効果を発揮しているところがございます。こうした罰則規定に基づく抑止力によって、本条例の実効性を高め、条例の目的である美しい町の環境を守ることができると思うところでございます。

ついでには、この罰則規定の導入に係る問題点を、また罰則規定を適用する際の問題点などを、検察庁とか顧問弁護士などの法律の専門家と調査・研究したいと考えているところでございます。

また、こうした見直しとも並行いたしまして、住民の意識改革を高めまして、住民が環境を守り続けるには、現在行っている啓発看板や広報紙での啓発活動を見直す必要があると考えており、この条例の目的を達成するために最も適した周知方法を検討し、住民及び事業者などの環境美化に対する意識の向上を図ってまいりたいと思うところでございます。

以上でございます。

和田博之議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 川端議員の平和教育の取り組みについてお答えいたします。

平和教育は、世界平和の実現に、教育が重要な役割を担うものであるという教育基本法の精神にのっとり、推進されるものであると考えております。

学校教育におきましては、教育活動全体を通して、人間尊重の精神を養い、世界の中の日本人としての自覚を持ち、国際的視野に立って、平和を願う心や実践する態度を養うことが求められております。

町内の小学校、中学校におきましては、毎年8月に全校による平和集会を開催しておりまして、地域のゲストティーチャーを招いて、戦争中の体験談や戦争についての話を聞いたり、ビデオを視聴したり、子供の成長に合わせた取り組みを行っております。

先ほど、議員からご指摘のございました小学校高学年、中学生、高校生の歴史の事実を学ぶという点につきましては、小学校6年生の社会科、中学校2年生の社会化の歴史的な分野で、昭和初期から第二次世界大戦終結までのあらまし、戦時体制下の国民生活などを学習するとともに、平和な世界を築くことの大切さに気づかせる指導が行われております。また、小学校6年生の広島修学旅行では、被爆された方から聞き取り学習を行い、平和の大切さを学び、自分の生活を見詰め、これからの生き方を考える機会としております。

さらに、中学校では、沖縄修学旅行に向けて、生徒が自主的に活動する平和学習の取り組みを総合的に進めています。3年間の集約として、修学旅行では人権を大切に、自分たちにできることを考え、行動に移していける力を育て、平和を求める生き方を追求する姿勢をはぐくむ学習を充実させています。今後とも世界の恒久平和を願い、国際社会に貢献する教育の一層の充実に努めてまいりたいと考えています。

和田博之議長 川端啓子君。

川端啓子議員 ありがとうございます。

広域行政についてなんですけども、先ほどの答弁に、平成18年度は広域利用可能施設を抽出し、協議していくと言われておりましたけども、当町における施設としては、どのような利用可能施設があると考えておられるのでしょうか。

また、土採り跡地に多目的広場の構想があると聞いておりますが、広域利用を促進するに当たっては、地理的には和歌山市を視野に入れる方が利便性があると思われるのですが、その点についてはどう考えるのでしょうか、お尋ねします。

あと、環境については、条例の見直しについて、できるだけ早期に調査・研究していただけるよう、これは要望しておきます。

あと、教育の方ですけども、平和教育といっても、結局は優しい心、助け合う心を植えつけることが大事だと思います。そして、互いが仲よくできる心を育てていくことが大事だとも思います。また、知識として、学んだ原爆投下や戦争の史実を踏まえ、身近な学校や地域、遊びなどの日常生活の中でどう生かしていくかが、今後のさらなる課題だと思いますので、さらなる取り組みを要望しておきます。

あと、住民主体のまちづくりについてですが、ボランティア活動の紹介を広報紙に掲載してく

ださるということ、ありがとうございます。できるだけ早期に実施していただけるよう、要望しておきます。

和田博之議長 竹本企画部長。

竹本企画部長 お答えいたします。

先ほども述べましたように、現在、協議会の中で、広域利用可能施設の調査を行っており、グラウンド、体育館などの体育施設、また文化ホールや図書館などの文化施設や、その他相互利用できる公共施設について検討をしていく予定でございます。岬町といたしましては、既に広域利用を実施しております健康ふれあいセンターを協議会に示し、圏域内の同様施設の連携を図る等、泉州地域を初め、たくさんの人に利用していただける手法を検討し、さらなる活性化に向けて努力してまいりたいと思っています。

そして、やはり一番大きなものとしたしましては、岬町再生の核となる関空土砂採取跡地を活用した多目的公園につきましては、公共と民間が協働で創造する新しい多目的公園を目指し、現在、企業誘致を進めているほか、環境学習ができるビオトープや、運動もできる多目的な緑地公園などの整備を進めるべく、大阪府と協議しているところでございます。多目的な緑地公園は府有地に整備されますので、整備後も府有施設となりますが、岬町としても必要な働きかけをしてまいりたいと考えています。

町といたしましては、土採り跡地の多目的公園全体が広域的に利用され、町民のみならず、府民やそれと隣接している和歌山、関西圏の住民が働き、学び、憩える新しい里山空間として、利用・活用されますよう知恵を絞っていきたいと存じます。

以上でございます。

和田博之議長 川端啓子君。

川端啓子議員 現在における、当町における広域利用可能施設は、現在においてはピアッツァだけということは非常に寂しい思いがするのですが、何とか、先ほども言われました土採り跡地について、しっかりと広域で、これでもってまた当町にもいろいろ利益があるように力入れてほしいと思います。

それと、やっぱりバスの問題なんですけども、隣接市町や関連市町との共通の問題、課題について、積極的に部門別に協議ができるよう取り組んでくれることを要望しておきます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

和田博之議長 川端啓子君の質問が終わりました。

お諮りをいたします。暫時休憩いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は13時から再開をいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(午前11時56分 休憩)

(午後 1時03分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、鍛冶末雄君。

鍛冶末雄議員 議長の許可を得ましたので、水道料金の徴集ほかについて、質問させていただきます。

このたびの9月議会で、事業民生委員会で水道料金アップの件については検討されますけども、私、委員ではありませんので、ここで質問させていただきます。

平成18年度岬町水道事業報告書によると、給水状況について、給水人口1万9,078人に対し、年間総水量255万7,124立米、前年度より20万2,985立米、7.4%減少しております。総有収水量227万357立米に対して、前年度より22万9,246立米減少しております。経営状況については、収益的収支において大口需要の激減に加え、人口の減少、高齢化の振興や節水型家電の普及などにより一般需要も減少したことから、給水収益、税抜きですけども、13.5%の大幅な減少となったと報告があります。

一方、総費用では、使用水量の減少により受水量の減少、途中退職者などによる人件費の減少、公営企業借換債の発行による企業債利息の減少したものの、特別損失を大きく計上したことから、前年度に比べ1.5%の減少にとどまったと。結果、総収益、税抜きで5億6,206万6,942円に対して、総費用は6億3,723万9,529円となり、純損益は7,517万2,587円で決算したとありました。また、水道料金については、近隣市町と比較した資料として、泉州南合併協議会だより第8号、平成15年3月31日現在の比較表によりますと、10立米、20立米、30立米、40立米の各使用水量に対する水道料金を比較すると、いずれの使用水量においても、3市2町の中で岬町が一番高い価格となっております。

本町として、平成19年度より水道料金12.81%ほど値上げすると聞いておりますが、現状のままの値上げに対し、住民が納得し、理解していただけるかどうか考えた場合、問題点があると考えられる。現組織の担当者の責任ではなく、長年にわたる20数年来の先送りの弊害を整理する時期だと考えます。

そこで、コストダウンも含め、3点ほど質問します。

まず1点目、大阪府からの給水だけではなく、岬町内の水源利用を図り、水道料金の値下げが図れないか。また、水道事業の財政の状況や住民負担の低廉化を考慮し、水道事業の広域化、きょうも午前中、川端議員の方でも質問ありましたように、広域化を図って、コストダウンを図るということに積極的に取り組んでもらいたい。

2点目が、平成17年度決算における未収入金は約1億8,000万円、そのうち昭和59年度からの水道料金の未収入金は約1億円あると聞き及んでおります。昭和59年から平成17年、22カ年あります。年平均にしましても450万円の未収入金となる。20数年前の不納欠損の計上はやめ、一定の効力のある期間とする条例の一部追加変更の手続をすべきではないか。公平な受益者負担を推進するためにも、できるだけ早く実施していただきたい。

3点目、不払い者の断水については、条例に決められたとおり、一律に実施すべきではないかと、それも検討していただきたい。

以上、いろいろ問題点はあるが、現組織の担当者の責任ではないことは重々承知の上で、条例等の一部変更等を図り、管理原点を明確にし、少人数の厳しい組織ですが、対処していただきたい。

以上です。

和田博之議長 末原上下水道部長。

末原上下水道部長 鍛冶議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の自己水源の利用により、水道料金の値下げと水道事業の広域化のご質問でございますが、平成17年度決算における府営水道水と自己水、いわゆる逢帰ダムの水ですが、この比率は、府営水道水が約73%、自己水が27%となっております。また、平成18年度当初予算ベースでの1立方メートル当たりの単価は、府営水道水が88.1円、自己水が54.5円となっております。自己水の有効活用がコスト縮減に大きな効果があると認識しております。このことから、今議会にご提案申し上げております料金改定案を作成する際にも、健全化項目の一つとして、総水量の管理の徹底を盛り込んでいるところでございます。

人口の減少や大口利用者の使用水量の激減などにより、内部努力のみではいかんともしがたい財政状況にあることから、今回一定の改定をお願いいたすものでございます。

しかしながら、孝子浄水場は、建設以来約40年が経過し、老朽化が著しいことから、その更新には多大な費用を要すると考えられることから、今後の施設のあり方を含めて検討する時期に来ていると考えております。



また、府営水道水につきましては、契約水量制をとっていることから、現在、逢帰ダムの水量見込みなどをもとに大阪府と協議を進めておりますが、今後、さらなる自己水の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

また、水道事業の広域化につきましては、低コストで効率的な事業経営を行う上での究極の手法ではないかと考えております。水道事業につきましては、普及率が高く、既に維持管理の時代に入っていることや、人口の減少や少子・高齢化が進行する中、給水収益の減少等による水道財政の悪化は他市町においても同様と考えられることから、広域化の検討を進める必要があると認識しております。関係機関とも連携しつつ、検討してまいりたいと考えております。

2点目の未収金対策についてでございますが、平成17年度末の未収金額は1億8,916万5,387円となっておりますが、下水道関連工事負担金等の水道料金以外の未収金が約4,700万あることから、水道料金の未収金といたしましては1億4,181万7,000円となっております。また、この水道料金の未収金につきましては、3月までに時間的に収納が不可能な3月分の料金も含まれていることから、それを除いた実質的な水道料金未収金は1億340万2,000円となっており、限られた人員の中で努力を傾注し、督促状や電話による催促、口座振替納付の促進、コンビニ納付制度の早期導入検討等の対策を講じておりますが、その対策に苦慮しているのが現状でございます。

また、不納欠損につきましては、昭和58年度以前の未収金2,996万円について、不納欠損として特別損失を計上させていただいたところであります。水道料金債権につきましては、平成16年に行政解釈が変更され、水道料金債権が私法上の債権となったことから、時効の期間が5年から2年に、また、従来は債権者からの時効であることを明確に主張する行為である時効の援用は必要ありませんでしたが、時効の援用がなければ、債権債務関係は永久に残ることとなり、会計処理と債権管理についての整理、すなわち見直しが必要となります。また、会計処理を行うには特別損失を計上する必要があることから、急激な財政悪化が懸念されるところであります。

この行政解釈の変更による時効期間の短縮により、水道料金と下水道使用料、この時効期間は5年ですが、利用者に時効期間の差異が生じることにもなり、本町といたしましては、近隣市町の動向や財政状況を勘案しながら、管理原点の明確化、会計処理と債権管理についての整理の方策や回収が困難な水道料金債権の放棄に関する規定の条例化等について検討し、議会にお示ししてまいりたいと考えております。

3点目の未払者への給水停止についてでございますが、給水の停止につきましては、岬町水道給水条例により規定されるわけではありませんが、適正な運用が図られていないのが実情です。

今後、会計処理と債権管理に整理の方策等をまとめた上で、水道事業は住民生活に直結したライフラインでもあることを念頭に置きながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

和田博之議長 鍛冶末雄君。

鍛冶末雄議員 ただいまのお答えの件ですけれども、まず質問1の件、有収率が88.8%ということですが、有収率をもっともっと高くなるよう、いわゆる効率のよくなるように多方面からいろいろ検討していただいて、ロスもあるし、必要不可欠なロスもあると思いますけれども、そういう点について目配りしながら検討していただいて、コストダウンにつなげていただきたいと思います。

それと、水道事業の広域化は、低コストで効率的な事業経営になるとのことですから、今後、積極的に検討して進めていただきたいと思います。

質問2の管理原点の明確化になるよう、一定のところではぜひ線引き整理を行い、これ以上の不納欠損がふえないようにしていただきたいと思います。

質問3の件ですが、不払い者の断水については、答えていただいたとおり、水道事業は住民生活に直結したライフラインであることを念頭に置きながら、適切に対応していただきたいと思います。

6月初め、研修視察に行きました北海道の浦幌町では、2年連続して水道料金の値上げがありました。そのようなことにならぬよう、コスト管理の徹底を図っていただきたく要望します。

以上、すべて要望といたしますので、成果の出る対策をお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

和田博之議長 鍛冶末雄君の質問は終わりました。

次に、奥野 学君。

奥野 学議員 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は1点に絞って質問させていただきます。平成19年度予算編成に向けてであります。

厳しい財政運営の中、石田町長は、間もなく就任1年を迎えようとしています。この1年間で、石田町長は町の隅々まで足を運び、住民の方々、町職員とも対話され、岬町の再生のために、連日奮闘していただいていることに敬意を表する次第であります。

本年4月の町組織機構の大改革から約半年が過ぎようとしている中、去る8月25日に行財政改革特別委員会が、久しぶりに開催されました。私は、緊迫する財政状況の中、行財政改革が非

常にスローペースな気がして、大変心配でなりません。担当課ではいろいろとご努力いただいているとは思いますが、議会に対する説明も少な過ぎるように感じています。

平成17年度決算もまとめ、国の平成19年度概算要求も示され、町も9月議会が終わると、いよいよ平成19年度の予算編成作業がスタートすることになります。このようなことから予算編成作業に先立ち、石田町長の平成19年度予算に関する考え方を行財政改革の進捗状況を踏まえながら、お伺いしていきたい思います。

それでは、まず平成17年度決算を踏まえ、岬町集中改革プランに示された行財政改革の進捗状況について、改革効果目標額の達成状況と事務事業の見直し状況を町長にお伺いしたいと思います。

和田博之議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。石田町長。

石田町長 それでは、お答えさせていただきます。

ただいま奥野議員の方から、平成17年度の決算を踏まえた中で、行財政改革の達成状況、事務事業の見直しの状況、進捗状況について答弁せよということですが、まず平成17年度決算における集中改革プランの推進項目に関する改革効果額につきましては、現在精査中でありますことから、見込みでのご答弁となりますけれども。人件費を除く歳出におきましては、目標の90%を少し超える程度まで行くと思っております。人件費におきましては、ほぼ目標、効果額を達成いたしておると認識いたしております。

また、歳入につきましては、90%、ちょっとまだ達しないかなという数字になるかと思っております。平成17年度決算におきましては、目標の効果額、完全に達成することは、以上のことができませんでしたが、経常収支比率、これにつきましては、前年度に比べ3.3ポイントの改善が見られ、また勧奨退職により退職手当を除く人件費、歳出額や物件費が減少しております。集中改革プランに沿った改革は、先ほど議員の方からスローペースというご指摘もございましたけれども、確実に前進はしていると考えております。

しかしながら、目標を完全に達成できなかったことは事実でございます。これを踏まえ、現在、さらなる改革を目指して、庁内におきまして検討部会を設置し、新たな推進項目の見直しを行っているところでございます。

今後、この検討部会での提案を精査し、来年度予算に反映できるものはやっていくと。それとともに、引き続き集中改革プランの推進項目を確実に実行してまいりたいと存じております。

次に、事務事業の評価につきましては、昨年度の試行をベースに、現在、内容の確認や、よりわかりやすい様式等の見直しを行っているところでございます。今後、引き続き検討を進め、今

年度末には公表する予定となっております。

以上でございます。

和田博之議長 奥野 学君。

奥野 学議員 ただいまのご答弁によりますと、まだ精査中とのことですが、歳出については、改革目標額の、おおむね93%を達成されたということで、100%でないところが残念ですが、一定の進捗がされていることはわかりました。

ただ、繰り返しとなりますが、行財政改革は不断の取り組みが重要であり、そのためには目標に対する達成度の把握は、計画の見直しを検討するためにも必要不可欠であります。できるだけ迅速な作業と議会への説明をお願いしたいと思います。

さて、事務事業評価システムの導入による岬町財政再建実施計画に向けた過程では、多少の痛みを伴うとも予想していましたが、歳入の確保、財政基盤の強化のため、本年3月議会での法人税、固定資産税の超過課税、また国の関係法令の改正による介護保険料の値上げ、さらに今議会で審議される上下水道料金の値上げや、今後、一般家庭ごみ処理の有料化など、住民の皆さんにとっては多少の痛みどころではなく、まさに激痛を感じていただくこととなっています。

先日、暑い中、職員の皆さんが、町有地の草刈りにボランティアで取り組まれたと聞き及んでいます。まさに町のために汗をかかれたということですが、私は仕事の汗も、今まで以上にもっともったかいていただく必要があると思います。先ほどのご答弁では、集中改革プランの検討部会を設置し、より確実な実行に取り組んでいるとのことでしたが、事務事業の抜本的な見直しに向け、もっと汗をかいていただきたいと思います。

ところで、平成17年度の決算では、7,600万円の基金残高があります。これは行財政改革の効果によるものと思われるので、大いに評価しますが、平成18年度予算では、基金の残額のすべてとなる4億円を取り崩した予算編成が行われました。つまり基金残高は7,600万円と、ほぼ底をついている中、来年度も今年度と同規模の予算編成をするためには、単純に考えれば、固定資産税値上げによる約2億5,000万円の増税分だけでは1億5,000万円程度が不足するという事です。このような状態で来年度予算の編成ができるのでしょうか。

石田町長は、この財源不足にどのように対応し、予算編成を進めていかれるのか、基本的な考えをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

和田博之議長 石田町長。

石田町長 ただいまの予算編成に当たっての財源不足対策に関するご質問にお答えいたします。

奥野議員、ただいまご説明していただきましたとおり、平成18年度当初予算では、正確には

3億9,685万2,000円の基金を取り崩して、予算編成を行っております。来年度は、基金がもう底をついているという中、今年度と同等の予算編成は大変困難と考えられます。

しかしながら、予算編成に当たりましては、適切な歳入の見積もりをもとに歳出予算を検討して予算を調整しますことから、平成19年度予算編成におきましては、試算ではございますが、先般お認めいただきました固定資産税や法人町民税均等割の超過課税によります約2億5,000万円の歳入などを適切に見積もり、歳入に見合った歳出の厳密な精査を行うことによって、収支バランスのとれた予算を編成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

和田博之議長 奥野 学君。

奥野 学議員 ただいまのご答弁では、歳入の見積りに合わせて歳出を検討することにより、収支バランスのとれた予算編成を行うということでしたが、町民の皆様には、超過課税等の激痛を感じていただいていることを踏まえ、今年度並みの予算規模では、少なくとも約1億5,000万円の歳入不足が見込まれているわけですので、事務事業評価を徹底的に進めていただきたいとお願しておきます。

そして、これだけ住民の皆様は大激痛を与えてご負担いただくわけであり、この増税分を単に歳入に入れ、来年度の予算編成をするのは余りにも住民軽視と思えてなりません。この増税分は、目的税のように優先して、町民の目に見える事業に予算配分をすべきであると考えます。

例えば、大地震や大災害時の避難所の確保であります。町内には避難所に指定されているのに、耐震構造になっていない場所があります。各小学校の体育館の耐震設計費用、耐震改修工事費用に、第一に優先して充てるべきと考えます。町民の皆様の避難所を確保するというのであれば、町民の皆様も少しは理解してくださるのではないのでしょうか。

公共料金の高い岬町と言われたいような予算配分をしないことには、若者を初め多くの町民がますます岬町を離れ、高齢化が一層進み、とんでもない方向に進んでしまうのではないかと大変心配になります。

このようなことを踏まえ、最後に石田町長の来年度予算配分方針と今後の岬町再生に向けた決意をお伺いして、私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

和田博之議長 それでは、ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。石田町長。

石田町長 来年度の予算編成におきまして、こういった方針で配分方針を持っているのかと、また岬町の再生に向けた決意という奥野議員のご質問でございますけれども、来年度の予算編成にお

きましては、先ほどから何度も出ておりますように、基金の枯渇や国における三位一体改革に伴う地方交付税等の減額等が予想されております。財政状況はさらに緊迫した状況に陥ることが確実視されております。

そのため、来年度の予算編成の基本方針といたしましては、行財政改革プランにおける推進項目を確実に実行するとともに、財源に見合った事業の縮小、経費の削減を着実にを行い、町民の皆様の信託にこたえ得る改革への取り組みを進めていくことを基本方針と考えております。

また、議員ご提案の小学校体育館の耐震改修、これは近い将来発生が懸念されます東南海・南海地震への防災対策としての重要課題であり、町民の皆様の安全・安心を確保する観点からも重要なものと考えております。ただし、財源につきましては、議員ご提案の目的税ということも検討いたしますけれども、財源がほかに確保できれば、まずは実現を優先したいというふうにも考えております。

さらに、町の活性化を図るためには、第二阪和国道の延伸、土砂採取跡地の基盤整備といったインフラ整備はもとより、次世代を担う子供たちの教育環境や子育て支援施策の充実等も将来に対する投資として重要な課題であると考えております。これらの事業につきましても、財政状況を勘案しつつ、計画的に着実に実施してまいりたいと考えております。

最後に、岬町再生の決意でございますが、私といたしましては、まず岬町の元気を取り戻したいという強い思いがございます。これは、我々、まず職員からもそうです。まず職員が元気を持って日々の仕事に取り組む、ここから町の元気というものも出てくると思います。

関西電力の規模縮小や人口の減少、高齢化、さらには財源不足による町財政の危機的な状況など、岬町を取り巻く環境は大変厳しいものがございます。このような時期は何もせず、ただじっと我慢して社会環境の改善を待つというのも方法の一つではあるかもしれませんが、私は、この厳しい中でもできることはすべてチャレンジしていきたいという思いで、この岬町の再生を実現していきたいと考えております。

そのために、例えば土採り跡地等における企業誘致につきましても、引き続きみずから先頭に立ってトップセールスに取り組むとともに、企業のみならず、住民の皆様にも利便性の高いインフラの整備を進める観点から、第二阪和国道の早期延伸に取り組んでもまいりたいと考えております。

さらに、住民の皆様が暮らしやすく、他市町村の住民から住んでみたい町と言われるようなまちづくりを目指し、育児環境など子育てに対する支援も取り組んでまいりたいと考えております。さらに、岬町のイメージをアップして、多くの人を訪れるような観光施策にも力を入れてまいり

たいと存じます。とにかく、今、目先の施策だけでなく、20年後、30年後、この岬町が本当にすばらしい町になるような、そういった種を今この時期にまいていく。そのためにも、元気のある町行政を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

和田博之議長 奥野 学君の質問が終わりました。

次に、岡本重樹君。

岡本重樹議員 議長の許可を得ましたので、2点について質問をしたいと思います。

まず、1つ目ですが、私立幼稚園の補助についてということで、教育委員会教育部においては、安心して子供を育てることのできる活気ある地域社会づくりを目標にして取り組んでいると聞いております。これまで、岬町の幼稚園や保育所については、充実した施策を展開されていると認識をしていますが、私立幼稚園に通う子供を持つ保護者も同じく子育て中の町民であります。何らかの支援をする必要があるかと思えます。

そこで伺いますが、実際に公立の幼稚園に通わせる場合、保護者の費用負担はどのぐらいの開きがありますか。また、近隣の市町村において、私立幼稚園児に対する独自の補助金制度はどうなっていますか。

次に、2つ目ですが、岬町路線バスの運行について質問をしたいと思います。

その1として、多奈川西地区に路線バスルートを設定し、バスの運行を求めます。住民の高齢化、ひとり住まい等進んでいる中で、通院なり買い物の足を確保する必要があると思えます。また、最寄りバス停留所までの距離が長く、歩行が困難な人には大変だと思えます。岬町では、路線バス導入から約5年が経過をしております。道路状況もかなり改善され、西地区の道路も一方通行等の採用により、小型バスなら十分に安全運行が保たれると思えます。

2つ目ですが、現行の路線バスは、停留所方式で運行していますが、停留所間の長い地区や医療機関、福祉施設のあるところでは、フリー乗降方式の導入を求めたいと思えます。また、フリー乗降方式の採用業者については一部ですが、神奈川中央交通、東京都交通局、これは青梅地区ですが、富士急行、東急バス、羽後交通、山梨交通、東運輸、近県では奈良交通が実施しております。

3つ目については、南海各駅の電車の発着時刻と路線バスの発着時刻の調整がとれていない状況にあります。例えば、みさき公園駅では、実に43回、1つの例ですが、難波からさらに乗車し、45分間でみさき公園に着きます。着時間は毎時0分と30分です。一方、路線バスの方は、発時刻が01分、31分、みさき公園駅の2番線ホームから地下道を通って改札口へ出る間、1

分間しかございません。若い者でも無理ではないでしょうか。また、淡輪駅では24回、多奈川駅では39回、バス会社は平成16年10月、南海電車は平成17年11月に、ダイヤ、時刻表の改正を行っています。平成18年9月現在、実に11カ月も放置し、住民に不便をかけております。この議会では、バス会社に対して1,200万円の補正予算の案件も出ております。もっとバス会社を指導すべきで、これは行政の怠慢としか言えないのではないかと思います。

以上3点について、質問をいたします。関係の部長さんなり、ひとつ回答をお願いしたいと思います。

和田博之議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。岡田教育部長。

岡田教育部長 岡本議員の私立幼稚園の補助について、お答えします。

議員がお示しのとおり、教育部を挙げて、安心して子供を育てることのできる環境づくりに取り組んでおり、淡輪幼稚園においては、子供たちが生き生きと意欲的に楽しい園生活を送るという目標を掲げ、就学前の教育を行っているところです。

保育料だけを比較しますと、淡輪幼稚園は、年間9万6,000円、私立の教円幼稚園は18万円、海星幼稚園は25万2,000円です。ただし、私立幼稚園児については、平成17年度の就園奨励補助金の受給者は82名であり、課税状況や第1子が第2子・第3子かによって違いがありますが、平均しますと、年額7万3,373円の補助を受けております。実際、通園ということになると、このほかにPTA費、給食費、教材費、バス代などが別にかかります。

市町村独自の補助金制度につきましては、岸和田以南では6市町が制度を設けており、制度がないのは泉南市と岬町です。金額としましては、年額8,000円から6万円まで幅がございますが、補助金が設けられております。岸和田では、一部の家庭への支援に限って補助をしていると聞いております。

以上です。

和田博之議長 白井住民部長。

白井住民部長 それでは、私の方から、路線バスの運行関係につきまして回答させていただきます。

まず、1点目の多奈川西地区におけますバス路線の設定とか運行の件でございますけれども、現行のバス路線は、南海バスの撤退を契機といたしまして、当時の健康ふれあいセンター送迎の無料バス路線を基礎に設定されております。また、このバス路線の設定におきましては、バス運行の許可官庁でございます大阪陸運局及び泉南警察署において、バスの安全運行及び地域住民の安全確保の視点から路線の協議が行われておりまして、その結果、バスの安全運行に制約がある



地域については、バス路線の設定を見送った経緯があり、その見送った地域に多奈川の西地域が該当したと聞いているところでございます。その後、公共交通が利用できない地域に住む住民の皆様方のバス路線変更の要請を受けまして、安全運行に支障がない地域の路線の一部を見直し、現在に至っているところでございます。

ご質問の多奈川西地区では、その後、地区内道路に待避所の設置や落合橋の拡幅など、バスの運行が開始された時点から道路状況などに改善が見受けられますので、今後、当該地域を含めまして、バス路線の要望ある地域すべてにつきまして、バスの安全運行等に係る制約の有無について調査し、バス路線の見直しに向けた検討を行う時期に来ているのではないかと考えるところでございます。

今後、こうした検討に当たりましては、地域の道路事情を踏まえたバス安全運行と地域住民の安全確保の視点から、泉南警察署との協議をあわせて、路線バスに対する地域住民の具体的な要望内容の把握や、またバス運行会社との路線変更に係る運行収支など経費面からの検討を行いまして、現行のバス路線の見直しに着手したいと考えるところでございます。

次に、フリー乗降制度の導入の件でございます。現行のバス事業におきましては、定められた停留所で乗降する、すなわち停留所制度を採用しているところでございます。これは事前に定められました停留所にバスが停車するため、バス利用者に事前に運行ダイヤや乗降場所を周知することにより、利便性の確保や地域住民の安全性を向上するために取り入れられたものでございます。

一方、ご提案のフリー乗降制度は、バス停留所を設置する際、この停留所の距離が長くなるなど、バス利用度が低くなると想定される地域におきまして、また停留所以外の場所でのバスが乗降できることによって、利用者にメリットが生じる地域など、例外的な措置として許可されているところでございます。

しかし、大阪陸運局、また泉南警察署では、こうした状況にある地域であっても、またバス利用者の利便性やバス運行会社の収支改善により、バス利用者の安全及び道路を運行する地域の安全確保を最優先するため、バス運行路線での交通量が多い地域、また対向車両が安全に運行できない地域では、許可がされないと聞き及んでおります。

このような状況の中で、このフリー乗降制度を導入するに当たりましては、各地域の交通量の調査を踏まえながら、フリー乗降本体に対する地域の住民の皆さん方のニーズの把握などを考慮しながら、泉南警察署、また大阪陸運局などとも協議を進める必要があるんじゃないかと考えるところでございます。

最後に、南海電車と路線バスのダイヤ調整の件でございますけども、ご指摘のとおり、現行の路線バスの運行ダイヤにつきましては、平成16年10月に改正されております。また、南海の現行のダイヤにつきましては、平成17年11月に改正されており、それぞれ関係のない会社がバス及び電車を運行しているため、町内にある南海各駅の到着時刻等に当該駅でのバス発着時刻が調整されていない状況にあることは承知しているところでございます。

具体的な例といたしましては、議員ご指摘のとおり、「サザン」のみさき公園到着駅とバスとの間に1分しか時間がないと、そういうことは十分承知しているところでございます。このような状況から、バスの利用者から多くの苦情が、また電車到着時間に沿った路線バスのダイヤの見直しを求める多くの意見が寄せられているところでございます。

こうした状況の中、バス会社と早急に運行のダイヤの見直しを行うこととしておりましたが、平成18年度以降の運行に係ります契約条項の基本的な交渉につきまして時間を要しまして、ダイヤを見直す問題に着手できない状況となっております。しかし、この契約問題につきましても解決を見ておりますので、早急にダイヤの見直しを行いまして、路線バス利用者の声が反映いたしました見直しを実施したいと考えているところでございます。

以上でございます。

和田博之議長 岡本重樹君。

岡本重樹議員 最初の私立幼稚園への補助についての再質問ですが、岬町の財政状況については十分認識しておりますが、私立幼稚園児の保護者も岬町の納税者であります。また、これまで私立幼稚園が果たしてきた役割が大変大きいものがあると思います。先ほどの答弁を踏まえ、岬町においても私立幼稚園に子供を通わせる保護者への補助金制度を創設する必要があると考えますが、どうでしょうか。

次は、2つ目の路線バスの運行でございますが、路線の見直し、今後どのような状況にあるのかということと、2点目、乗車人員、1日平均どのぐらいか。まず基本路線なり、淡輪畑路線、それから多奈川西畑東路線、孝子路線の1日の平均乗降人員をわかっておりましたら教えてください。

和田博之議長 田中教育長。

田中教育長 岡本議員の再質問にお答えいたします。

現在、本町におきまして、集中改革プランに取り組んでいるところでございます。新たな補助制度の創設は非常に厳しい状況でございます。しかし、先ほど議員がお示しのとおり、私立の幼稚園の子供たちにおいても、岬町にとって貴重な宝でございます。何らかの支援ができるように、

努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

和田博之議長 白井住民部長。

白井住民部長 それでは、ご質問いただきましたバスの運行状況、人員等について回答させていただきます。

まず、現行の運行の本数でございますけれども、国道26号線、府道等を通ります淡輪から小島の基本ルートでございますけれども、それにつきましては、1日38本、そして、それに伴います支線といたしまして、淡輪ルート、多奈川西畑・東畑、孝子ルート等ございまして、それぞれ4本、4本、3本、合わせまして、合計いたしますと49本が運行しているところでございます。これに係りますバスの利用者でございます。バスの利用者につきましては、平成17年度におきまして、年間24万3,232名、1日にいたしますと約660名程度がご利用いただいている状況でございます。それをルート別にご説明申し上げますと、基本路線につきましては、1日約六百四十、五十人程度でございます。あと支線でございますけれども、淡輪・畑ルートにつきましては、1日12名程度、多奈川西畑・東畑ルートにつきましては、1日6名程度、孝子地域におきましては、同じく6名程度という形で、基本路線がほとんど利用されていると、そういうような状況でございます。

以上です。

和田博之議長 岡本重樹君。

岡本重樹議員 それでは、最後に1件、要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思いますが。

みさき公園駅において、彼岸とかお盆、それから年末年始に停留所が変更されます。その変更場所といいますと、みさき公園の東口、なべや書店のあるちょっと手前かな、あの辺に移動するんで、利用者は大変案内について困っているわけです。そういう中で、やっぱりバス会社なり、南海電鉄がもうちょっと親切に案内をしていただきたいな。というのは、例えば東の改札から出たって、前が26号線走ってて、それからしばらく東へ行って、二またに分かれているところ、ずっとあい整形外科ですか、あのちょっと手前までは移動せないかんわけです。これ、かなり距離があるんです。距離ある中で、まだ説明が不案内で、全然わからんと、結局、家の方へ迎えに来てくれとか、タクシー乗るとか、そういうような不便をかけてますんで、最後に、これひとつ、変更していただくように要望して、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

和田博之議長 岡本重樹君の質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。大体10分程度の目安で再開したいと思えます。よろしくお願ひします。

(午後2時01分 休憩)

(午後2時12分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、中原 晶君。

中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。よろしくお願ひします。

まず初めに、今、65歳以上の高齢者に襲いかかっている税制の括弧つきの改正による大幅な負担増の問題に関連して質問いたします。

この現況は、2004年度、2005年度に連続して税制が変えられたことで、高齢者控除の廃止、公的年金等控除の縮小、所得税・住民税の定率減税の半減、高齢者の住民税非課税措置の撤廃が実施されたことによるものです。収入はふえていないのに、計算上の所得がはね上がることになり、一挙にこの6月からの住民税に適用され、昨年まで非課税だった方が課税対象者になったり、昨年と比べて、住民税が5倍、10倍にはね上がったという人もいと聞き及んでいます。役場の税務課への問い合わせや抗議が殺到し、職員3人で対応されていたようですが、とても対応し切れないほどの件数だったと聞いています。

6月1日に各家庭に到着するように発送した納付書に対して、1日、2日はそれぞれ180件ずつ、翌週の5日から9日は毎日300件ずつもの問い合わせや苦情が殺到したと聞いております。この数字だけでも事態の深刻さはおわかりだろうと思えます。これは2年前の政府が決めたこととはいえ、お国が決めたことだからとの説明で、住民の皆さんが納得できないのも無理はありません。昨年までゼロ円だった住民税が、収入がふえてもいないのに、突然1万円、2万円にはね上がった方にとっては、到底払うことはできません。

さらに、来年1月には定率減税の全廃、6月にはまた住民税の増税が襲いかかることになります。住民税がことし初めて課税された方の多くは、3年間の経過措置の対象になっており、ことしは本来課税される額の3分の1、来年は3分の2、再来年は全額の負担となります。この事態に対して、高齢者の皆さんの生活が脅かされています。地方自治体として、実際に効果のある軽減策を打ち出すべきと思えますが、いかがでしょうか。

また、今回の税制が変わったことに関連して、国民健康保険料や介護保険料の負担が雪だるま式に膨れ上がって、まさに高齢者いじめの深刻な状況になっています。国民健康保険料も介護保険料も所得をもとに決定されますので、計算上の所得が上がることで負担がふえるという結果になってしまっています。

私のもとにも、国保料が去年の2倍になって払えない、介護保険料がどうしてこんなに高いのかとの相談も寄せられています。国民健康保険料については、全体の医療費が高い中で、自治体として健康づくりなどを通じて医療費を抑制する努力もされ、保険料が高額にならないようにと努力されているともお聞きしています。2割の申請による軽減制度についても、制度該当者に対して郵送で通知を行い、制度利用の促進を図っているとお聞きしています。

しかし、今起っている事態は、これまでの延長線上の対応ではとても間に合わない深刻なものです。国民健康保険料の基金の取り崩しなどで保険料を定額に抑える、65歳以上の方への軽減策など、町独自の実効性のある軽減策を充実するべきではないでしょうか。

介護保険でも深刻な実態が寄せられています。高齢福祉課の集計では、介護保険料に関する苦情件数が、8月28日現在で92件あったとのこと。この件数には、計算が間違っていないかとか、どういう仕組みで計算されるのかなど、一通り説明して納得された方の数は含まれておりません。92件もの方が窓口の職員の方の誠実で懇切丁寧な説明を聞いても、納得がいかないという結果になっており、まだ苦情は寄せられ続けているとのこと。

これまで私が述べたように、政府が高齢者の願いに背を向けている今の段階で、地方自治体に求められている役割とは一体何でしょうか。国が押しつける高齢者いじめに対して、最後のとりでとして高齢者の生活を守ることであり、実際に有効な軽減策を充実させることではないでしょうか。住民税、国民健康保険料、介護保険料の負担の軽減策を町独自に充実することを強く求めます。せめて、現在ある制度を知らないという理由で利用しない人が1人も出ないように、制度の周知を徹底すべきと考えます。

現在利用できる軽減制度としては、医療費控除や障害者控除、寡婦控除がありますが、これらの制度によって、課税対象者が非課税に戻れる場合や税負担が軽減される場合があります。実際に私のところへ相談を寄せてくださった方で、制度の利用ができることがわかり、住民税の還付と介護保険料の軽減ができた方がおられます。この方はご主人が手帳をお持ちで、介護認定も受けておられ、奥さんがご主人を介護している状況でした。家族が障害者と認定されていることで、奥さんの所得から障害者控除を引くことができ、課税対象者から非課税に戻ることができたので、それに伴って介護保険の段階が変わりました。奥さんは5段階から3段階へ、ご主人は4段階か

ら2段階へと負担が軽くなり、住民税の還付と合わせると、年間で2万2,540円の軽減となりました。このご夫婦は介護保険の激変緩和措置の対象者でしたので、実際の軽減率は2万何がしかですが、激変緩和措置がなければ、6万5,000円を超える負担の軽減となります。

この方のように、制度を知らずに税金などを払い過ぎている方がほかにもたくさんおられるのではないのでしょうか。生活が逼迫している高齢者の方々が、制度を利用することで少しでも負担を軽減でき、人間らしい生活を送ることができるように、地方自治体として手を差し伸べることが、今、強く求められています。地方自治体の役割をよくご認識いただいた上での答弁を求めたいと思います。

次に、住民の声を今以上に取り入れ、町政に反映させる施策について質問いたします。

石田町長は、就任以来、ガラス張りの町政を心がけられ、7月には町内9カ所で町政報告会を実施されています。さまざまな機会で、住民の皆さんと直接対話することも心がけておられるように承知しております。住民の皆さんの声をとらえて、町政に反映させる取り組みとして、今回、目安箱のような住民の皆さんの声を届ける機会を求める質問をさせていただきます。

住民の皆さんの声を町政に反映させるという点においては、ここにいる議員は皆、住民の皆さんの代表として住民の声や要望をお聞きして、行政や議会に届け、町政に反映させる努力をしてみましたが、より多面的に住民の皆さんの声を聞く取り組みの一つとして、住民の方から公民館などの公共施設に目安箱のようなものを設けてほしいとの具体的な要望を聞いています。このことを通じて、さらに町政への住民の参画を進め、より一層の住民本位の町政をつくっていくべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

最後に、警報発令時の町内放送にかかわって質問をいたします。

これまで、朝7時の時点で警報が発令されている場合、町内放送で周知を図り、教育委員会として子供たちの安全の確保に努めていたのが、先般の大雨警報発令時には放送がありませんでした。お聞きしたところによると、朝早い時間の放送に対するクレームがあったため、昨年からの警報時の放送は中止し、子供や保護者の皆さんに対しては、学校からのプリントを配布することで、警報発令時の対応の周知徹底を図ってきたというお話でした。

ところが、先般の大雨警報時には、プリントでは、警報発令時の対応について、周知徹底できていないということがあらわになりました。私がお聞きした淡輪小学校では、電話の問い合わせは100本近くかかってきており、警報が発令されているのを知らずに登校した子供たちは30人から40人いたとのことで、先生方は対応に追われて大変だったとのことです。警報発令を知らずに登校した子供たちを安全に家に送り届けるのも、家族に連絡して迎えに来てもらったり、

先生が送っていったりと、大変なご苦勞をされたようです。多奈川小学校でも、登校した子供を一人で帰してしまい、帰宅途中で事故があったはということで、慌てて先生が車で追いかけて、事なきを得たという混乱があったとも聞いています。

警報発令時の町内放送の再開については、先日の全員協議会のときに教育長から再開する方向で検討するとのお答えをいただいておりますので、この件については改めて確認するにとどめたいと思います。

しかし、もう一方で、子供たちの登下校の見守り安全ボランティアの方々にも混乱があったようです。ある方は、警報発令時には放送があるので、放送がないということは警報が発令されていないと思い、いつものように通学路に立ってくださったということです。7人の子供たちが登校した後で警報が発令されていることを知って、大変慌てられたそうです。6人までは帰ってきたのに、最後の一人が帰ってこず、何かあったのではと心配で学校まで行かれたそうです。結局、その子供はご家族が迎えにきて、無事に帰宅していたということがわかり安心したと話しておられました。それがわかるまで1時間半かかったそうです。いつもの3倍もの時間、子供たちのことを心配して過ごされたというお話をお聞きしました。

安全ボランティアの方々、子供たちの顔と名前をしっかりと覚えてくださって、子供たちとの信頼関係を築きながら、安全の確保に努めてくださっています。地域の結びつきが弱くなってきたと指摘されている昨今ですが、犯罪の抑止に大変大きな働きをしてくださっていると考えます。この貴重な役割を果たしてくださっているの方々に対して、警報時の対応をきちんと知らせるのは教育委員会の責任ではないでしょうか。ご家族に小・中学校の生徒がいれば、警報発令時の対応はご存じかもしれませんが、そうでなければどう対応をすればいいのかわからないでしょうから、教育委員会から責任を持って、警報発令時の対応を周知するべきだと考えますが、いかがでしょうか。各担当の方々、ご答弁よろしくお願ひいたします。

和田博之議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。白井住民部長。

白井住民部長 お答えいたします。

まず、1点目の各種税金等の負担軽減の件の住民税と国民健康保険の関係につきまして、私の方からご説明申し上げたいと思います。

ご質問がありましたとおり、平成17年度の税制改正では、高齢者に対して、さらなる税負担を求める内容が盛り込まれておりました。この改正内容は、本年度から適用されております。それによりまして、税負担が急増した納税者からの問い合わせが数多く寄せられているところでございます。この高齢者に係る見直しの内容につきましては、65歳以上の方に適用されておしま

した老年者控除、地方税では48万円の控除額ですけれども、その廃止、また公的年金の所得の計算方法の変更並びに老年者に対する所得125万円以下の非課税措置の廃止が主な内容でございます。この改正内容のうち、老年者に対する所得125万円以下の非課税措置の廃止については、平成17年度までは、年金収入が266万円以下の者は非課税となっておりますが、平成18年度からは、その収入が148万円以下の者が非課税となると。この改正内容が、住民税とか国民健康保険料の算定に増加となりまして、住民負担に大きな影響を与えるところでございます。

なお、この老年者の非課税措置の廃止につきましては、所得税及び住民税では、平成18年度では3分の2を、19年度では3分の1の税額を軽減する措置が講じられているところでございます。

また、国民健康保険制度におきましても、この非課税制度の廃止を受けまして、国民健康保険料の増加を抑える軽減措置がとられてございます。この内容につきましては、ことしの5月の臨時会におきましても専決処分をお願いしたところでございます。具体的には、軽減措置を受けられる方についての所得制限を2年間にわたりまして緩和する措置並びに保険料のはね返しでございます所得割の算定におきましても、同じく2年間の軽減措置を設けたところでございます。

また、老人医療制度につきましても、大阪府の老人医療制度につきましては、非課税者を対象にしておりますけれども、今回の老人医療制度の改革によりまして、非課税者が縮小されるということがありまして、それに対する軽減措置もとられたところでございます。

こうした改正内容につきましては、それぞれ条例が改正されました翌月の広報紙への記載や、町独自で作成しておりますパンフレットを窓口に置きまして、きめ細やかな対応をとって、周知を行っているところでございます。

また、今回の税制改正以外の軽減措置についてご説明申し上げますと、高齢者に限定した制度ではございませんけれども、生活困窮者に対する固定資産税の減免措置、また身体障害者に対する方の軽自動車税の減免措置があり、それぞれ減免申請の受付期間前の適切な時期に広報紙に掲載して周知を図っているところでございます。

また、住民税と同様に、国民健康保険では、低所得者を対象とした保険料の軽減措置がございまして、国が定めました基準に従いまして、ご質問ありましたとおり、7割、5割、2割の軽減を行っております。しかし、この7割、5割につきましては、町の申請を受けることなく、自動的に軽減措置を講じているところでございますけれども、2割の軽減措置を受ける方につきましては、その申請を行う対象者すべてに対して通知を行いまして、申請漏れが起きないような町独



自の事務処理を行っているところでございます。

このような現行の住民税等の軽減措置、周知の方法につきましてご説明申し上げたところなんですけれども、今後、新たな軽減措置とか減免措置の創設の件ですけれども、本町の厳しい財政状況や税負担の公平性の確保を図るという観点から、慎重な取り扱いが必要であると考えているところでございます。しかし、現在の軽減措置の周知につきましては、広報紙、パンフレットなどの啓発方法、今以上の啓発方法を考えまして、周知漏れをなくすなどのきめ細やかな対応を検討の上、引き続き実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

和田博之議長 芦田福祉部長。

芦田福祉部長 中原議員の質問の中で、介護保険に関する事、あるいは福祉部門に関する事についてお答えいたします。

まず、今回の介護保険料の値上げですけれども、これは3年に1回の通常通りの値上げでありましたけれども、その年と税制改正がパッシングをしました。非課税から課税という形で税金が変わられた方については、通常同じ段階でいけば1.47倍程度の値上げでおさまるところが、2倍というような感じで上がったということは事実であります。

しかしながら、この税制改正に伴いまして、介護保険料が急激に上がるということにつきましては、国の方も予定をしております、3年間でそこに到達するような激変緩和措置を既に講じているところであります。町としましては、これ以上の激変緩和措置を町の独自の財源でやる予定はございません。

次に、介護保険料にかかわる町独自の減免措置であります。岬町では、平成14年度から保険料の第2段階、第3段階の方で、世帯非課税、年間所得が一定の基準以下であること、税法上の被扶養がないこと、医療保険上の被扶養がないこと、居住用固定資産以外の資産がないこと、預金も一定の基準以下というそのような基準を設けまして、第1段階の保険料に軽減をする減免制度を実施しているところであります。毎年10件程度の対象者がございます。今年度も引き続きその減免制度を実施しており、その周知につきましては、9月ごろの広報紙で制度の説明を掲載しているところであります。

次に、税制に係る障害者控除、あるいは特別障害者控除について説明をいただきましたけれども、この控除については、税控除の一つであります。ただし、その控除に対象となる方ということの中に「準ずる者」として、市町村長の認定を受けている人という項目がございます。これは、障害者手帳を持っていない方で、税の申告に際して、これらの適用を受けたい方に対して、町の

認定書を発行し、それを添付することによって、税控除が受けられるようにするという制度でございます。

その障害者控除対象者認定書の発行につきましては、対象者から申請書を提出していただき、町が調査を行った上で発行の可否を決定する。「準ずる」と認め得る状況の方には、その認定書を発行することとしております。その担当窓口については、福祉部で担当しておりますけれども、そのような認定書が発行できるということのPRについては、他市町村でも広報紙等で掲載をしているという話を聞いておりますので、他市町村の状況を参考にしながら、行政として適切な対応を検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

和田博之議長 竹本企画部長。

竹本企画部長 私の方からは、議員ご提案の町内各施設に目安箱を設置してはどうかということについて、お答えいたします。

まず初めに、岬町の公聴の現況について説明させていただきます。町長の就任以来、各自治区長から届けられる自治区内の要望書を初め、インターネットを利用したメールによるもの、それとはがき・封書によるもの、電話によるものなど約500件の住民の方々から声が届けております。これ、通年よりも非常に多い数でございます。今回、町長が精力的に自治区を歩いたこと、それとまた、7月に住民説明会、町政報告会をしたことなどによる原因と思われま。

さて、議員からご提案のありました町内各施設に目安箱を設置するというところでございますけれども、これにつきましては、少し管理の問題で不安がございます。公共施設に設置するとはいえ、職員の目が届かない時間の方が多くなりますので、住民の方の個人情報として意見が守れるかということでございます。また、中が見えないため、危険物の投入などで安全性の点からも問題がございます。そこで、個人情報を保護する観点からも、封筒などを町内の公共施設に設置しまして、住民の方々や、また本町を訪れる他市町村の方々からの広く提言をいただいでいく方向で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

和田博之議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 中原議員の警報時の対応について、お答えいたします。

台風など警報発令時の児童・生徒の安全確保の対応については、7月19日の全員協議会において教育長がお答えさせていただいたとおり、泉州地域に、暴風警報、大雨警報、洪水警報のどれか1つでも発令された場合、防災行政無線放送において対応してまいります。午前7時現在発

令中では自宅待機、午前7時から10時の間で解除された場合は、その時点で安全に注意しながら登校、午前10時現在、継続発令中の場合は臨時休校とします。

また、子供たちの登下校見守りボランティアの皆様につきましては、先ほど中原議員がご指摘があったように、非常に貴重な存在としてご協力いただいておりますが、警報発令時の対応については、教育委員会で承認され、児童・生徒に配布している文書と同様のものを配布し、周知を図ってまいりたいと考えております。

今後も、学校安全ボランティアの皆様と連携を密にし、地域社会で子供たちを見守る体制を築き、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

和田博之議長 中原 晶君。

中原 晶議員 再質問させていただきますが、まず初めに、白井部長の方から、周知を行っているということで、今以上の啓発を行っていきいたいということで、実際には町独自で財源を確保するのは厳しいというお返事で、今後も引き続いて町独自の軽減ということも考えていただきたいと思いますけれども、今、行政としてできる努力というのをぎりぎりのところまでやっていただきたいと思いますので、周知をこれまで行ってきたにもかかわらず、今回、私のところへ相談へ来た方は、周知されてきた中身をご存じなくて、適用できたということがありますので、答弁であったように、今以上の啓発に努めていただきたいと思います。税に関してはそういうことなんですけれども。

あと、国保料についてなんですけれども、どこの自治体でも、65歳以上の方の負担というのは物すごい大変なことになっておりまして、少し私の知ってるところで、泉佐野と阪南の国保料の軽減措置についてお伝えできたらなと思うんですけれども。泉佐野では、65歳以上の方について、17、18、19年度にわたって軽減をするという、あとですね、公的年金等控除額の見直しによって、7割軽減から2割軽減に軽減率が下がったという世帯についても、初めの年と次の年にわたって軽減をしますよとか、あと、泉佐野はかなり柔軟なところもあるように感じておりまして、所得とか医療費が高いとかで、保険料負担に耐えられないと認められる世帯とかいうのも条件に入ってます、それについては市長が認める割合について軽減をするという形で、実態に即した形での軽減の努力をされてるんやなということを感じてます。

それから、もう一つ、阪南市でも、老年者控除の廃止に伴って、被保険者への著しい負担となることを防止するための措置を講じるということで、減免の措置が新たにとられています。65歳以上の方に対して救済措置をするということで、19年度まで、所得を147万円以下の方を対象にということで軽減策が講じられておりますので、こういうよその自治体のことも参考にし

ていただいて、今後検討していただきたいなと思っています。

それから、芦田部長からお答えいただいたことですが、町独自ではやる予定はないと断言されておりましたが、この点についても引き続いて前向きにご検討いただけたらなと思います。

それで、障害者に準ずる者ということについて、答弁の中で触れておられましたけれども、準ずる者というのについては、各市町村で基準が違いますので、一概には言えないんですけれども、他の自治体でかなりきめ細かな対応をしているところがあるというのを聞いておまして、私の持っている資料なんかは非常に一部だと思うんですけれども、北海道で1つ、愛知県で3つの自治体で、介護度1以上の方など、これは自治体によって基準は違いますけれども、障害者認定が受けられますので、申請をしてくださいということで、対象者に対して郵送で周知をしている。あなたは申請をすれば、手帳を持っていなくても障害者に準じますと、そういうふうのうちこの自治体では決めてますということで、封書でそれぞれの対象者に対して送っているということを知っていますので、今できることをあらゆる形で努力するべきではないかなと思います。

介護保険に関しては、岬の窓口でも苦情相談の際に、余りにも深刻やと。これ、お金を支払っていけば、生活保護水準以下の生活になってしまうというような方も実際におられるということで、利用できる制度の案内を窓口の方がされていると聞いていますし、窓口の方にとっては、何とか相談者の負担を軽くできないかと、非常に心を痛めておられると思うんです。それについて誠心誠意対応しておられるというふうに、いろいろ聞き取りをする中で感じています。こういう方々の態度については、住民の福祉を増進するという地方自治体の役割をしっかりと果たそうとされて努力しておられるなということで、非常に評価しておりますが、行政としてPRのことを先ほど言われましたが、他の市町村を参考にしながら、適切な対応をとっていきたいというお話でしたけれども、その適切な対応として、具体的にどんなことをお考えなのかということをお答えいただきたいと思います。

2点目の住民の声を取り入れるということについてお答えいただきましたが、私のところへ相談に来られた方についても、箱というものに対して執着しているわけではなくて、実はその聞き取りをしていたときに、その方も、そやけど箱を置くんやったら置くで、気つけやんと変なもん入れられても困るしなと。あんまり目行き届けんとこに置くのもどうかと思うし、どうなんやろうなと。でも、声は行政に届けたいということでお話いただいていたので、箱という形にこだわっているわけではないんです。さまざまな機会で、住民の方の声を行政としてきちっとらえるという機会をつくっていただきたいということですので、先ほどお答えいただいた形で結構かと思います。封筒を公共施設に置いていただくという方向で検討していただいて、その形よ

りもよりよいものがあるかもしれないと思いますので、いろいろな試行錯誤をしながら進めていただいて、より住民の皆さんの声を町政に反映していただきますように要望したいと思います。

同時に、私も先輩議員に倣って、より一層住民の皆さんの声に耳を傾けて、町政に届けることができるように頑張りたいと思います。

それから、3点目ですが、これは最終的に、子供たちに渡した文書と同様のものをまた配布していただけると。ボランティアの方々にも届けていただけるということですので、その形でやっていただいたらいいかなと思うんですけども。例えば、先日の大雨のときはそうでしたけれども、10時より前の時点で解除されたと。解除されましたので、安全に気をつけて登校してくださいという放送がされましたけれども、その放送があったときに、ボランティアの方は果たして立つべきか立たないべきか、どうするのかなと、ふとちょっと思ったんですけども。子供たちに配ったものと全く同じものを配るだけでいいのかなと、ふと思ひまして、10時までに解除されたら、そのときに条件がある方は、また登校する子供たちを見守ってくださいとか、そういうことを載せた方が親切なのかなと思ったりもしたんですけども、そのあたりは教育委員会の皆さんを信頼して、自主性にお任せいたしたいと思います。

いずれにしても、朝の忙しいひととき時間を割いて、ボランティアの皆さんが子供たちのために、また地域のためにご尽力いただいているということ、果たしてくださっている役割の重大性よくご理解いただいていると思いますけれども、今後もさまざまな点で配慮していただきたいと思ひます。

では、芦田部長、お答えいただけますでしょうか。

和田博之議長 芦田部長。

芦田福祉部長 中原議員の再質問にお答えします。

適切な対応とは何かというご質問ですけれども、先ほどご説明申し上げましたように、税制上の控除の中に障害者控除、あるいは特別障害者控除というものがあります。これは基本的には、手帳所持者がその手帳を見せれば、控除の対象になるということであります。あるいは既に寝たきりの高齢者の方については、従来から税制上、特別障害者控除の対象になるというふうに国税庁からの通達が出ているところであります。

先ほど、「準ずる者」というふうに言いましたけれども、手帳所持者で、手帳を持っておられない方でも、この控除が受けられるということは、これはかなり前からの制度でございまして、恐らく身障手帳あるいは療育手帳、これらの手帳を申請をするというところまでいかない方、つまり俗に言う、顔が指すといいますか、そのような症状であるにもかかわらず、そういう申請を

したら、ちょっと周囲の状況から自分がどういうふうに見られるかわからないという形で、手帳の申請をみずから断念されている方もおられるだろうと。そういう方について、手帳がないからといって税の控除が受けられないというのは不合理だなということで、制度上のすき間を埋めるために、このような認定書という方式がとられたのではないかというふうに思います。

ですから、窓口の話をされましたけれども、窓口の方でも、そのような保険料が高い、何とかならへんのかという相談が当然ございますので、税制上の問題とかいう形で、窓口の方ではいろいろ調べながら、その人に合った何か方法がないかということの相談に乗っております。もし、そのような税金で、課税になったとか、そういう問題があった場合に、そのような控除が受けられるということについては、まず手帳を申請した方がいいですよ。これは、手帳を申請した方が、この障害者控除対象者認定書というのは、税の申告するときだけ役に立つものです。ところが、身障手帳なり療育手帳というのは、その他の手帳を所持することによって、さまざまな恩恵が受けられますので、私どもとしては、まず手帳を申請して受けた方がいいですよということをお勧めしております。

それがなかなか難しい場合については、認定書というのを発行して、税制上の控除が受けられるような措置をとりたいというふうに思います。そのような窓口での対応ということと、それとこのような認定書を発行するところが、役場の中でどこなのかということについては、PRを広報紙等で今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

和田博之議長 中原 晶君。

中原 晶議員 今、PRのことを少しお話されましたけれども、行政として、今ある制度を使うことで、1人の方でも漏れなく救うことができるように周知に努めていただいて、その点では、今置かれている高齢者の方々の負担、生活、そのあたりをよく考えていただいて、精いっぱい努力をしていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

和田博之議長 中原 晶君の質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩いたします。再開は15時をめぐりにしたいと思います。よろしく申し上げます。

(午後2時52分 休憩)

(午後3時03分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、和田勝弘君。

和田勝弘議員 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項については、事前に通知しておりますとおり、1点目については、信号制御の時間調整について、2点目については、健康ふれあいセンター入り口部交差点改良についてであります。

まず、1点目の信号制御の時間調整についてであります。皆様もご存じのとおり、第二阪和国道延伸事業が進み、阪南市の箱の浦ランプまで工事が完了し、供用開始されております。第二阪和国道延伸工事が着実に進み、私としては大変うれしいことと考えておりました。引き続き早期の国道延伸を願うものであります。こうした延伸工事が進むことは大変うれしいことではありますが、その一方では、岬町から阪南市、箱の浦ランプまでの区間において、交通渋滞が頻繁に発生し、一部の区間ではその渋滞が慢性化しているような状況であります。私もこのことが気になりまして、交通渋滞の状況を調査いたしました。今回、この調査をもとに、私なりに交通渋滞の要因といえますか、その原因が信号機の時間であることが特定できましたので、解決方法について町の考えをお伺いしたいと考えております。

まず、岬町での交通渋滞箇所は深日ロータリー付近ですが、ここに設置されている信号機については、以前から見直しの要望が出されており、これに対して、町は泉南警察署に改善要望し、その結果、信号機の見直しが行われ、これ以上の見直しはできない状況まで改善されると聞き及んでおります。私も調査をいたしました結果、ロータリーの信号は、3分間行程でスムーズに回っているため、今回の質問から除きたいと考えております。

これ以外の地域で交通渋滞が発生している場所に設置されている信号としては、みさき公園駅に進入する信号機ではないかと考えております。この信号機は、国道を直進する上り下りの信号機の時間は2分間、みさき公園駅から国道に進入する信号機の時間は30秒と設定されております。しかし、国道下り方面の信号機には、みさき公園駅に右折する車両のために青の矢印信号が設置されており、そのため国道上り方面の信号時間に比べ、10秒程度弱短くなっております。また、みさき公園駅から国道に進入する信号機の時間は、日曜日や祝日を除き、信号機の時間に余裕が見受けられる。もう少し時間を短くすることはできると考えております。よって、この付近での交通渋滞を解消するため、信号機の時間の調整を具体的には、休日を除き、平日での、みさき公園駅から進入する信号機の時間を短縮することを求めます。

次に、国道26号線において、交通渋滞が発生しているのは、阪南市箱の浦ランプ付近であります。この付近の交通渋滞の要因は、第二阪和国道に進入する右折車両と考えられます。なぜ、この付近で交通渋滞が発生するのか。私は、この箱の浦ランプに設置されている交差点付近において調査いたしました。その結果、まず1点目が、道路構造の問題があります。この交差点では、第二阪和国道に進入する右折車両のため、右折専用の車線が設けられておりますが、この交差点の手前に軽いというんですか、緩い峠の頭上のような坂があり、この高低差があるために右折車両の延長が十分にとられていないことが要因となっておりますので、早期に右折車線を延長する必要があると考えております。

次に、2点目が、この交差点に設置されている信号機は、時差信号システムとなっており、国道下り方面の信号機に、時間は上り方面より短く設定されております。この下り方面が短く設定されているのは、第二阪和国道に右折する車両のためですが、しかし、この交差点では青の矢印信号がないため、右折する車両は下り方面の車両が確実に停止していることを確認の上右折しております。これを改善するには、この信号機に青の矢印信号を設置することにより、安全に、また右折車両の台数をふやすことができるのではないかと考えております。

次に、3点目が、この交差点を右折する車両の台数が多いことが要因と考えられます。特に増加している大型トラックが右折しようとする、トラック数台によって右折車線をふさぐことになり、後続する直進車両が進行できない状況となっております。この対策としては、通行時間に大きな差異がない箱作ランプまで直進し、箱作交差点で右折する車両をふやすことが重要と考えております。具体的には、箱の浦ランプ手前で国道を直進することを周知する看板などを設置することによって、対応できるのではないかと考えております。これらが渋滞の要因と解消策と考えられます。阪南市及び泉南警察署とも十分協議して、早期に実現を求めるものであります。この答弁は住民部長に求めたいと思います。

次に、2点目の健康ふれあいセンター入り口部交差点改良について。この施設は、平成8年にオープンし、今年で10年の節目の施設となっております。府道と町道の交差点での事故は、毎年発生していると聞いております。私の知っている限り、生命を落とすという大事故はなかったと思いますが、この原因は、交差点の見通しの悪さと、道路構造上に問題があるのではないかと考えます。府道から町道に入っすぐに電柱が立っており、また補助の電柱も立っているので、2本になっている。狭い道路にこのような支障物件があるのが一つの要因ではないかと考えます。

私からの提案ですが、1点は、交差点部について、池側の隅切りを改良することで見通しが改善されるのではないかと考えます。また、進入部を池の方に拡幅し、あわせて電柱も移設すれば安全に通れ



るのではないかと。もう1点は、次の交差点から健康ふれあいセンターへの進入路を拡幅し、車がスムーズに交差できるようにすれば、安全につながるのではないかと。施設利用者の安全を図ることは、ピアツァ5の利用者の増加につながるかと考える。この2点目の取り組みについて、町の考えをお聞きしたい。

1回目の質問を終わります。答弁は事業部長に求めます。

和田博之議長 ただいまの答弁に対し、理事者の答弁を求めます。白井住民部長。

白井住民部長 お答えいたします。

信号機制御の時間調整につきまして、ご質問は3点ほどお聞きしたと考えております。まず、1点目については、みさき公園入り口の信号機の時間調整でございます。2点目につきましては、箱の浦ランプの右折の青信号の設置です。それから、もう1点が、3点目が、箱作ランプの利用を促進する看板の設置についてということ、ご質問としますので、順次回答させていただきたいと思っております。

まず、1点目のみさき公園入り口の上り信号の時間延長の問題でございます。本町では、国道26号線と府道岬加太港線が合流する深日ロータリーにおいて発生する交通渋滞を改善するため、信号機の時間調整などの見直しによりまして、交通渋滞を一部緩和した実績がございます。

こうした中、阪南市区域での第二阪和工事の延伸工事も完了したことに伴いまして、本町区域内では、大型トラックが増加いたしまして、国道26号線において慢性的な交通渋滞が発生する状況となっております。この交通渋滞が発生する箇所にあります、みさき公園駅の進入交差点の信号機は、国道を通過する車両の信号時間が同じように設定された信号システムとなっております。しかし、下り和歌山方面行きは、みさき公園に進入する右折する車両のための青の矢印信号が設置されているため、上り大阪方面行きの信号機の時間が下りより短く設定されております。

また、みさき公園から国道26号線に進入する信号機の時間は、公園入場者が多い休日を除きまして、平日では、一部の時間帯において信号機の時間に余裕が見受けられるところでございます。こうしたことが、上り大阪方面行きの車両の通行量を制限し、交通渋滞を発生させる一つの要因と考えられているところでございます。

現在、堺市以南の区域における信号機の時間の調整につきましては、泉佐野りんくうタウンにございます南大阪交通管制センターにおいて、地域エリアごとの交通状況により、信号の制御を行っていると聞き及んでおります。よって、本町では、みさき公園駅進入交差点を初めといたしまして、次にご質問ございました阪南市箱作の信号を含めまして、信号機の時間の見直しについて泉南警察署と協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、箱の浦ランプの交差点の青の矢印信号の設置の件でございます。第二阪和国道の延伸に伴いまして、国道26号線から箱の浦ランプに進入し、大阪方面に向かう右折車両が増加しております。特に、この上り右折用の車線につきましては、右折車線が峠付近にあると、そのような地形的な制約によりまして、十分な道路延長をとることができないため、箱の浦ランプの設置と同時に交通渋滞が発生し、現在、阪南市と国土交通省の大阪国道事務所の間で右折車線の改善等を協議中と聞き及んでいるところでございます。

さて、この箱の浦ランプの交差点の信号機などを私どもにおきましても調査いたしましたところ、右折車線の延長距離が短いため、複数の大型トラック等が右折車線に入りますと、その手前の直進車線をふさぐ状況となり、これが交通渋滞の要因の一つになっていると考えるところでございます。

また、同交差点は時差信号システムとなっております、下り和歌山方面の信号機の時間が短く設定され、右折車両の通行時間が確保されるように設定されておりますが、右折する矢印の信号がないために、右折する運転手は、下りの車両の通行停止ですか、停止状況を十分確認した上で右折することになり、右折の支障とする車両の通行量を抑制する状況となっております。

こうした状況を改善するには、右折車両を安全に通行させる矢印青信号の設置が必要と考えられますので、阪南市とも十分協議いたしまして、信号機の設置について、泉南署に要望してまいりたいと考えているところでございます。

次に、箱作ランプの信号を利用促進する看板の設置の件でございます。国道26号線から阪南市箱の浦ランプに進入する右折車両が多い、また交差点での右折車線が短いなどの要因で渋滞が発生している状況については、先ほどご説明したとおりでございます。

また、この交差点で右折する場合と、この交差点では右折せずに次の箱作交差点で右折した場合と、所要時間に大きな違いはないと想定されているところでございます。こうしたことから、交通渋滞の緩和には、箱の浦交差点を直進し、箱作交差点での右折を促す広報が、この付近での渋滞の解消に有効であると考えております。そういうこともありまして、泉南警察署と、また阪南市とも十分協議を行いながら、現在、国が泉南メモリアルパーク付近に設置しております電光掲示板の利用についても要望してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

和田博之議長 松永事業部長。

松永事業部長 私の方からは、健康ふれあいセンター岬加太港線、府道入り口交差点の隅切り改良と、それから、それ以降の進入路の拡幅について、ご答弁させていただきます。

まず、1点目の交差点の改良ということでございますが、和田議員ご質問の府道岬加太港線の健康ふれあいセンターへの入り口交差部につきましては、交差部はやや広いものの、議員お示しのとおり、見通しが余りよくないこともあり、カーブミラーを設置するなどして、安全に配慮をしている状況でございます。

また、交差点への進入部につきましても、議員お示しのとおり、進入部に入っすぐに、池側に電柱が立ってこともあり、幅員が狭くなっていることも認識しております。健康ふれあいセンター建設時には、池側の隅切りなどについて、関係機関などと協議を行った経緯もございますが、用地などの制約があり、整備に至っておりません。

また、交差点への進入部につきましては、議員お示しのように、池側へ拡幅することは、電柱をため池の堤体に移設することになり、堤体などため池としての機能を損なうことがないように、十分調査・検討を行う必要があると考えております。

今後、これら種々の問題点を視野に入れながら、厳しい財政状況の中ではございますが、利用者の方々に、少しでも安全に通行していただけるような交差点の改良について検討したいと考えております。

続きまして、その交差点からふれあいセンター手前までの進入路の拡幅について、お答えさせていただきます。

議員お示しの拡幅をお考えの間につきましては、幅員5メートル程度の部分が、延長で約200メートルございますが、徐行していただいているのが現状でありまして、カーブミラーや注意看板を設置するなどして、交通安全に配慮している状況でございます。しかしながら、対向する場所や車両によりましては、待機していただきながら通行していただいている現状であることは、認識しているところでございます。しかし、拡幅するとなりますと、用地を買収する必要があることなどから、多大な事業費を要することになり、厳しい財政状況の中、早急な対応は困難であると考えております。

今後は、本町の財政状況を勘案しながら、他の道路整備の必要性も考慮しつつ、拡幅整備の方策を検討してまいりたいと考えております。

和田博之議長 和田勝弘君。

和田勝弘議員 まず、住民部長の考え方、答弁においては理解いたしましたが、少し関連で要望として、私からもう2点要望いたします。

何年前になるかはわかりませんが、前に信号の調査したときは、国道を直進する上り下りの信号機の時間は2分30秒、国道に進入する信号は30秒であったと記憶しています。この2分3

0秒と30秒の3分行程に戻すことはできないものか。この1点と、箱の浦ランプ信号機も上り下りの直進と高速からの進入路を合わせた3分間行程にできないものか。この2点目も今後の協議に入れていただきたいと考えます。箱の浦ランプの信号機も3分間行程にすれば、スムーズに流れるのではないかと私は思います。今後、協議をしていただきたく要望いたします。

担当部長の答弁において理解いたしました。早期に実現できるよう要望として、私の質問を終わらせていただきます。

2点目の再質問ですが、担当事業部長の考え方、答弁においては理解しました。トップの町長はどのように受けとめているのか、答えていただきたい。

和田博之議長 町長、石田正弘君。

石田町長 お答えさせていただきます。

和田議員お示しの進入道路、これは昭和60年に町道認定をさせていただいております。そしてまた、都市間道路でございます府道岬加太港線との接続という形で、地域の住民にとっては非常に大切な道路、また、平成8年に現在の健康ふれあいセンターを建設するに当たりましてこの道路を使っておりますし、その以前、町道認定の前に、昭和57年にも美化センター建設にもこの道路を使っているという形で、本当に地域住民だけでなく、いろんな方が使われる道であるという認識はいたしております。

したがって、町道に関する部分につきましては、先ほど事業部長からも答弁させていただいたように、この岬町の財政状況を勘案しながら、早急な対応は難しくとも、財政状況を見ながら拡幅の検討はしていくべきだと。これは町においてすべきだと思っております。

そして、その交差点部分につきましては、これも事業部長の答弁にもありましたように、平成8年に健康ふれあいセンターをつくるに当たりまして、いろいろ関係機関との協議を行っているところでございますが、要は府道でございますので、この辺に関しましては、関係機関であります府の方に強く要望していきたいと考えております。

以上でございます。

和田博之議長 和田勝弘君。

和田勝弘議員 町の考え方は理解いたしましたが、とりあえず10年の節目の事業として、積極的に事業実現のために努力を要望いたしまして、私の質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

和田博之議長 和田勝弘君の質問が終わりました。

次に、福田 収君。

福田 収議員 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を行います。今回の私の質問は、将来に向けたまちづくり、特に、若者が定着するまちづくりと安全・安心なまちづくり、地域自主防犯活動疑似パトロールカーの導入について行います。

まず、若者が定着できるまちづくりについてですが、先日、ある住民の方より、望海坂に多くの家が建っているのに、なぜ人口が減少するのかとの問いかけで、この質問を行うきっかけになり、これを踏まえて質問に入ります。

岬町の人口は、昭和53年、約2万3,000人をピークに減少に転じ、平成14年に2万人を割り込み、現在では1万9,000人をも割り込んでいます。何年か前に立ち読みした統計書に、岬町は、2025年には人口1万4,000人くらいになると記されていました。このままで推移すれば、この数字に限りなく近くなると想定できますが、いかがですか。この原因は、少子・高齢化に加え、若者の流出にあると考えます。風光明媚で自然の残る我が町であるが、昭和53年以降、若者が定着するための諸施策と努力を町当局によってなされていれば、もっと違ったまちづくりができていたと私は考えます。

手をこまねいていた間、新規学卒者は流出をし続け、今、高齢人口の増加進行は本町にとって深刻な問題になりつつあります。これは単に老人が急速にふえ続けているのではなく、若者の就業場所がなく、交通アクセス、買い物の不便さに加え、託児所24時間の緊急医療体制がなく、社会資本整備のおくれから来ていると考えるが、いかがでしょうか。

今ここで抜本的に手を打たない限り、2025年には高齢化率がさらに高くなり、若者の流出に歯どめがかからず、人口1万4,000人に限りなく接近すると考えます。そこで、今ここで歯どめ策として、庁舎内にプロジェクトチームを設置し、あらゆる角度から検討し、歯どめ策を検討する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

私ごとで恐縮ですが、私も岬町脱出組の一人です。今から25年ほど前、関東から帰阪し、1年間、町内に住みましたが、医者と道路の要因で阪南市に転居いたしました。この体験から、ぜひとも若者が定着できるまちづくりを一刻も早く着手していただきたいのと、勤労者向けに職住一体型住宅、「食」は食べる「食」ではなく、職場の「職」です。また、迫りくる高齢化社会に向け、高齢者住宅の建設も視野に入れて計画していただくことをお願いして、この質問を終わります。

次に、昔から、日本は安全と水はただと言われてきましたが、近年の日本はこの神話が大きく崩れ、最近では、欧米のごとく多種多様な犯罪が発生している。とりわけ青少年、幼児を巻き込む事件が多く、連日テレビのワイドショーをにぎわしている。また、自宅にいても電話勧誘、増

改築、ネット詐欺と、いつ自分が巻き込まれてもおかしくない状態です。大阪府においても、約20年間、ひたたくり全国一という不名誉な記録があります。そんな中、当町において犯罪防止のための組織もあり、抑止に活躍していただいているところですが、岬町管内の犯罪発生件数、主なもので、わかればお示し願いたい。

今や、全国自治体、各地区、地域において犯罪を未然に防ごうと躍起になっている。特に子供をねらった凶悪犯罪の増加に伴い、地域で自主パトロールを行う防犯ボランティア団体が急増している。また、パトカーの赤色灯ならぬ青色回転灯を装備した青パトでの巡回パトロールが各地で導入されている。当町において、青色回転灯車両等の導入計画の有無をお聞かせ願いたい。また、青色回転灯車両ではインパクトが弱く、道路維持管理車両に間違えられるおそれもある。そこで、インパクトのある疑似パトロールカーの導入を提案します。

この疑似パトロールカーは、基本的には公用車で、白黒ツートンに塗装し、屋根に青色回転灯を施した、一見警察のパトカーと間違えるスタイルで、犯罪防止・抑止に大いに期待できる。現に、私の視察を行った疑似パト全国初導入の千葉県松戸市では、年間700件から1,000件、犯罪が減少したと聞きました。運転には警察の講習を受け、修了証を携帯すれば回転灯を点灯して走行でき、車両は陸運局の簡単な手続で乗車できる。比較的費用もかからず、日常は公用車として活用し、イベント等にも多用できるので、ぜひとも早急に導入を図り、安全で安心なまちづくりに取り組むようお願いして、私の質問とします。

和田博之議長 竹本企画部長。

竹本企画部長 お答えいたします。

非常に人口が減っていると。特に若者の人口流出が多いと。その原因は何か、それと、どのような歯どめをかけるかということですが、人口につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、昭和53年の2万3,597人をピークに減少しております。人口動態には、出生と死亡を要因とする自然動態と、転入と転出を要因とする社会動態の2種類があります。平成9年度からは死亡が出生を上回り、また転出が転入を上回り、人口の減少が続いており、現在では本年8月1日で1万8,996人となっております。本町がこの3月に策定した高齢者保健福祉計画でコーホート要因法という手法を用いまして、平成26年の人口推計をしたところ、1万6,760人となっております。全国的には、人口は今後減少することが見込まれておりますが、本町では転出が転入を上回っていることが原因となり、人口減が大き目の推計値とつながっていると考えています。

次に、若者の人口流失についてでございますが、これは平成14年3月に策定した岬町住宅マ

スタープランで、その理由についてアンケートを実施して、調査分析しております。この調査では、若者にとって暮らしやすさについては、「大変暮らしやすい」が3%、「まあまあ暮らしやすい」が40%、「やや暮らしにくい」が45%、「大変暮らしにくい」が12%となっておりまして、若者の6割近くが暮らしにくいとする結果が出ております。

その理由は、通勤が不便という地理的な要因が一番ですが、日常的な買い物が不便、道路事情が悪い、働くところが少ないが主な理由となっております。また、独身若者が転居・転出する理由といたしましては、結婚などによる独立、通学・通勤が不便、就職などの仕事の都合となっております。本町といたしましては、このような若者の意向を意識したまちづくりに努めており、最近におきましては、新しい住宅地の開発や、若者が利用しやすいモダンな賃貸住宅や、診療所の増加、コンビニなどの整備や、救急医療体制の確立などに見られますように、今までの課題が徐々に改善されているところです。

今後におきましては、若者だけでなく、新婚世帯をも対象とし、さらに積極的な取り組みが必要であると考えております。

特に、職住接近の対策につきましては、企業誘致に取り組んでおりますが、若者がみずから能力を発揮するために、職場が大阪市付近になることもございます。大阪市は十分に通勤圏であり、片道90分程度の通勤時間は、今や一般的となってきたことから、余り職住接近にこだわらず、若者や新婚世帯が定着する子育てがしやすい施策などを包括して研究してまいりたいと考えています。

若者や新婚世帯が岬町に魅力を感じてもらおうコンセプトの例といたしましては、「平日はみずからの能力が発揮できる職場で活躍し、休日は住居のある本町で豊かな自然と触れ合って、子供たちと余暇を楽しんでもらう」というライフスタイルを提案していきたいと考えています。

例えば、みさき公園は2,000円で年間入園できますし、子供たちと長松自然海浜をハイキングしたり、ツールド大阪みさきウオーキングコースをサイクリングしたりすることもできます。ピアツァ5でおふろに入ったり、里海公園でお弁当を広げて家族とのんびり過ごすのも、日ごろの疲れをいやし、リフレッシュできるでしょう。これらのことは当たり前過ぎて見過ごしてきたことですが、本町で生活をする魅力であると思います。身近に過ごせるスポットがたくさんある地元で休日を過ごせば、大してお金をかけることもなく、レジャーに使う家計の負担軽減にもつながります。若者や新婚世帯に、休日を地元で過ごすメリットや魅力について、認識を新たにしてもらえるようにアピールしてまいりたいと考えております。

しかし、若者や新婚世帯が定着できるまちづくりは、特効薬があるわけではなく、職場、教育、

子育て、商工、住宅などのさまざまな要因が交錯しており、決して簡単に解決できることではございません。また、社会的な変化にも対応することも重要です。若者や新婚世帯の意向を施策に効果的に反映するには、さまざまなアイデアを持ち寄って、地道に活用していくことが不可欠です。このために、庁内にプロジェクトチームを設置するなどして、施策を検討してまいります。

以上です。

和田博之議長 中口総務部長。

中口総務部長 福田議員のご質問の疑似パトカーの導入について、お答えいたします。

まず、本町の公用車の現状でございますが、現在、本庁では31台公用車を所有しており、配置については、総務部4台、企画部1台、住民部5台、福祉部3台、事業部8台、上下水道部6台、教育委員会3台、議会事務局1台を各課に配置しており、必要に応じ、各部局間において相互使用に努めているところでございます。

車種別としては、乗用車タイプ2台と各課の用途に合った公用車を配置しており、一番多いのが維持費の安い軽四輪ワンボックスカー19台でございます。この車は燃料費が安く、多くの荷物が積めるため、公用車の約6割を占めておるところでございます。議員ご質問の疑似パトカーの導入については、本来の警察使用のパトカーは乗用車タイプを使用しており、そのため軽四輪ワンボックス型に、白黒ペイントでは、防犯抑止効果が余り期待できないと思われ、今後、議会公用車を除く乗用車タイプの公用車を購入する折には検討してまいりたいというように考えております。

一方、本町では平成15年度に町行政、泉南警察署、各事業者、民間団体などの代表者が一体となって、犯罪による被害と犯罪を発生させない環境づくりを総合的かつ効果的に実施するため、岬町安全なまちづくり推進協議会を設置し、さまざまな取り組みを推進しておるところでございます。

ちなみに、岬町管内での犯罪発生件数でございますが、先般の泉南警察署の発表によりますと、刑法犯罪（凶悪犯、窃盗、知能犯等でございますが）、その発生件数はことしの平成18年1月から7月にかけて146件、昨年の同時期1月から7月におきましては123件と、若干ながら増加傾向を示しております。そのうち窃盗の犯罪が7割を占めておりまして、住居侵入盗とひったくり、車上ねらいなどの犯罪件数は、ことしの平成18年1月から7月までにおきましては110件、昨年の同時期、1月から7月におきましては109件でございました。ほぼ横ばいで推移していると聞いております。なお、子供への犯罪につきましては、岬町管内で、幸いなことに発生していないという状況を聞いております。



そういった中で、今年度事業といたしまして、青色回転灯の設置導入の計画がございます。具体的には、屋根部分に青色の回転灯を設置した公用車で町内を巡回いたしまして、地域の子供たちの安全確保と住民の皆様に対する防犯意識の向上を図るものでございます。

この事業は、大阪府の事業といたしまして、市町村が窓口となり、青色防犯パトロール適格団体の申請、青色防犯パトロールを行う全員が講習会での受講、大阪府公安委員会の許可を受け、さらに車両については、陸運局での車検記載変更手続などを得まして、青色防犯パトロール事業がスタートできることになっております。現在、本町では、子供の安全、犯罪の抑止等考慮しまして、今年度に青色回転灯車両導入に向け、関係課及び関係者と協議を重ねておりますので、この点ご理解をよろしくお願いいたします。

和田博之議長 福田 収君。

福田 収議員 ありがとうございます。

まず、若者の定着できる方ですけども、おおむね大体私の考えているとおりの答弁をいただいたんですけども。確かに長期のスパンでやっていかないとできない、そういう問題だと思います。それで、全国的に減少傾向に入っていくと、これはだれが考えても日本の人口は減っているので、当然、岬町でも減っていくということ、これを考えていかないといけないんですけども。そうやから岬町も減るといふんじゃなくて、隣の阪南市とか、熊取町とか、そういうところ、近隣であればふえているんですけどもね。

この間行った松戸市の近所、千葉県の佐倉市というところに、皆さんもご承知の方もいらっしゃると思うんですけども、ユーカリが丘という住宅があるんですけども、ここはモノレールが走って、住宅がたくさんあるわけですけども、ここには住宅政策、これ、民間が主導でやっているんですけども。いわゆる毎年300世帯ぐらいしか家をつくっていかないと。一遍にざあーとつくって、開発終わったら、それで終わりというんじゃなくて、何年も何年もかかって新しい家を少しずつ足していくというふう聞いてます。

老夫婦、例えば岬町の公園団地のような感じで、家を買って入ったときには、若い新婚の夫婦であったとか、子育て中の夫婦であったということであっても、やっぱり20年、30年してくると、高齢化になってくると。そうすると、あの坂上がるの嫌になってくるとか、そういうふうな感じに生活環境が非常に大きく変わってくるわけですね。

ユーカリが丘では、どういうふうにしてやっているかという、老夫婦といったら失礼ですけども、高齢者が子育てを終わったら、高齢者住宅、2LDKとか、2DKとか、小さなマンションに移り住んで、その家を子供に譲ったり、またほかの人に賃貸で貸したりとか、そこへ家族を

持った方に住んでもらうと、そういうふうなシステムで、もっとうまくいっているのは、そこは民間ですから、どうしても入り手がなければ不動産屋が買い取って、それで新しい人にリフォームして売ると、こういうシステムをとっているということ。こういうものも聞いてまいりました。

だから、一長一短で、できないんじゃないくて、やる気になって知恵絞れば、こういうところもあるということをご参考にしていただいて、岬町もこれから望海坂、どんどんこれから住宅建っていくんですけど、そういうふうなシステムでやれるのであれば、取り入れていただきたいし、またこれから住宅開発やってくれるような業者が岬町に来た場合、そういうふうにして指導もしていただきたいということ。

今、プロジェクトチームを設置すると言われましたけども、若い方ということでお聞きしたんですけども、その辺のところ、僕は、全庁挙げてプロジェクトチームに立ち向かっていただきたい。そして、一日でも早く、若者が一人でも多く定着していただけるようにやっていただきたい。そこで、どういうふうにして進めていくのか、内容をもう少し具体的に、プロジェクトチームについての具体的な内容ですね、わかれば教えていただきたい。

それと、もう1点、ちょっと今お聞きした、僕も知らなかったんですけども、年間2,000円で、みさき公園で遊べるというの、これ、ちょっと僕も勉強不足で知らなかったんですけども、どういうふうなシステムになっているのか、わかれば、もしPRできるのであればPRして、みさき公園にもっともっと来ていただける、増客になることになるんじゃないかと。もしきょうわからなければいいですけども、答弁の中に入れてたんで、それだけちょっとお聞きします。

住宅の方はそれだけですけども。

あと、疑似パトの方ですけども、犯罪の方、今、件数をお聞きしたら、17年度に、これ何の件数やったか、ちょっと忘れちゃったけど、123件、それと、ことしが146件、ちょっと若干23件ほどプラスになっていると。窃盗の部分では、そのうち窃盗が7割だということで、これもやり方によっては抑えることもできるんじゃないか。幸いなことに、子供の犯罪がゼロということで、これはよかったなというふうに今聞いてたんですけども。

青パトですね、一番私の今回の質問の要旨は、例えば、今、公用車、軽四でワゴン車、これに黒と白のツートンで塗って、青い回転灯をつければ、これでパトカーになるんじゃないかというふうに思うんですけども。やはり警察のパトカーに似た方法でやっていただきたい。だから、今もし検討していくというご返事だったんですけども、今度、公用車を購入する機会があれば、乗用車タイプを1台買っていただいて、それでツートンに塗って、そこへ青色回転灯をつけていただいて、それで公務に務めてもらうというか、公務に使用してもらう、そうすると走っているだけ

で犯罪の抑止にもなっていくと。ただ、今、全国各地で走っている青パトは、普通の一般車両に青い回転灯をつけて走っているというのが多いんですけどね、これでは私個人としては、あんまり納得しないんです。

だから、松戸市では、ここは犯罪件数が非常に多いと言っていました。だから、1,000件近く減っているんですけども、それでもまだまだ減らさなアカンということ言っていましたけども。人口43万人ぐらいのまちですけども、大きなまちです。それでも、やはり歓楽街も非常に多いから、犯罪も多いんだろうと想像できるんですけども。岬町は、そういう歓楽街というか、レジャー施設も少ないから犯罪も少ない。100何件で終わって、これ半年間ぐらいですからね、1年間やったら何ぼになるのかちょっとわかりませんが、松戸市に比べりゃあ、はるかに少ないと。それでも、これだけあるということやから、それをできるだけゼロに近い形にしたい。

これはこれで私の方として、今の次回購入時にやっていただくのと、それと一つ提案ですけども、もしそれまでになれば、各ボランティア団体さんとか、町内の団体、各種団体さんにもお願いして、一遍協力していただいて、中古車でもいいから、こんな車買って、町内走らせたいんだと。その旨を一遍、町長、また考えていただいて、一日でも早く、この疑似パトカーを走らせていただくようお願いして、この部分はこれで終わらせてもらいます。

それと、竹本部長の方に、今の最初に言いましたプロジェクトチームと、それと、みさき公園の件、それだけちょっとお願いします。

和田博之議長 竹本企画部長。

竹本企画部長 プロジェクトチームの構成はどう考えているかということでございますけども、先ほど言いましたように、若者や新婚世帯が定住するために必要な施策につきましては、アンケート調査で主な傾向は把握しています。検討する場となるプロジェクトチームには、若手職員や子育て中の職員で構成する必要があると考えていますので、これによりまして、実際の若者の感性に基づいた具体的なアイデア、実現可能で継続性のある詳細につきまして検討を深めたいと。ですから、先ほど議員が言いましたように、いろんな先進事例も参考にしまして、岬町にマッチした形で検討を進めたいと思います。

それと、先ほど、私、2,000円と言いましたけども、みさき公園の営業案内というホームページをご入手してございまして、ここに年間入場券、いわゆるパスポートのようなものと思うんですけども、大人、中学生以上2,000円、子供、3歳以上1,000円と。発行日より1年間有効ということで、ただしプール利用の場合は別途料金が必要と書いています。

以上です。

和田博之議長 福田 収君。

福田 収議員 どちらにしても、若者が定着できるまちづくりを、早急にプロジェクトチームを立ち上げていただいて、それで定着できるようにお願いしたいと思います。

それと、できたら、今、部長が答弁していただいたパスポート2,000円というんですか、これ、僕も知らなくて、恥ずかしい話ですけども、こういうものもまたみさき公園にも言って、PRしていただいて、もっともっと岬町に来ていただいて、そういうふうなことで、またみさき公園にもお願いするというをお願いして、私の質問を終わります。

和田博之議長 福田 収君の質問が終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

和田博之議長 お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認め、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、次の会議は、あす、9月6日午前10時から会議を開きますので、ご参集お願いいたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後4時00分 延会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成18年9月5日

岬町議会

議 長 和 田 博 之

議 員 川 端 啓 子

議 員 鍛 治 末 雄